

## 第2節 一般廃棄物

### 1 県内におけるごみ処理

#### (1) ごみ処理の状況

一般廃棄物（ごみ）とは、家庭から排出されるごみと事業活動に伴って発生するごみのうち、産業廃棄物以外のごみをいう。ごみは、市町村が適正処理に必要な措置を講じる責務があることから、それぞれ一般廃棄物処理計画を定め、これに従ってごみの収集、運搬、処分（再生を含む）を行っている。

#### ○ごみの総排出量

平成21年度における県内のごみの総排出量は、427,265 t（1,171 t/日）となっており、そのうち、409,305 t（1,121 t/日）が計画収集、17,095 t（47 t/日）が直接搬入され、865 t（2 t/日）が集団回収されている。

なお、県民1人1日当たりのごみ排出量は832g/人・日で、前年度の831g/人・日とほぼ横ばいとなった。

また、その他に、12 tのごみが自家処理されている。

（表2-1、図2-1、図2-2）

#### ○ごみの処理状況

収集されたごみの処理は、図2-4の流れで行われている。処理の内訳としては、364,026 t〈85.7%〉が焼却施設で直接焼却、2,712 t〈0.6%〉が直接最終処分され、直接資源化8,757 t〈2.1%〉、その他39,071 t〈9.2%〉が焼却以外の中間処理施設で処理されている。なお、総資源化量は58,008 t〈リサイクル率13.7%〉、総最終処分量は35,434 t〈最終処分率8.3%〉となっている。

（表2-2、表2-3、表2-4、図2-3、図2-4、図2-5、図2-6、図2-7）

#### (2) ごみの形態別収集量・率

平成21年度におけるごみの形態別の収集状況は、市町村等によるものが65.2%（うち直営7.1%、委託57.7%）で、許可業者によるものが35.2%となっている（表2-5）

表2-1 ごみ総排出量の推移

(単位:t/年、下段()内はt/日)

区分 年度	計画 収集量	直接 搬入量	集団 回収量	ごみ 総排出量	自家 処理量	排出量	最終処分量 (t)	総人口 (人)	計画収集 人口(人)	1人1日 当たりの ごみ排出量 (g/人・日)
昭和63	379,563 (1,040)	28,743 (79)	— (—)	408,306 (1,119)	1,414 (4)	— (—)	— (—)	1,229,489	1,229,489	910
平成元	403,105 (1,104)	29,051 (80)	— (—)	432,156 (1,184)	1,204 (3)	— (—)	— (—)	1,237,134	1,237,134	957
" 2	413,592 (1,133)	26,817 (73)	— (—)	440,409 (1,207)	1,017 (3)	— (—)	— (—)	1,242,908	1,242,906	971
" 3	419,340 (1,146)	33,524 (92)	— (—)	452,864 (1,237)	2,119 (6)	— (—)	— (—)	1,248,081	1,248,081	991
" 4	419,991 (1,151)	43,006 (118)	— (—)	462,997 (1,268)	1,925 (5)	— (—)	187,960 (515)	1,255,972	1,255,972	1,010
" 5	427,316 (1,171)	50,836 (139)	4,051 (11)	482,203 (1,321)	752 (2)	— (—)	199,767 (547)	1,264,974	1,264,974	1,044
" 6	441,463 (1,209)	50,144 (137)	3,805 (10)	495,412 (1,357)	482 (1)	— (—)	203,994 (559)	1,276,799	1,276,799	1,063
" 7	437,401 (1,195)	49,171 (134)	4,815 (13)	491,387 (1,343)	459 (1)	— (—)	193,091 (528)	1,286,898	1,281,993	1,043
" 8	448,967 (1,230)	42,255 (116)	6,176 (17)	497,398 (1,363)	544 (1)	497,942 (1,364)	191,642 (525)	1,295,762	1,290,351	1,052
" 9	450,788 (1,235)	41,929 (115)	6,473 (18)	499,190 (1,368)	1,393 (4)	500,583 (1,371)	180,356 (494)	1,304,476	1,298,990	1,048
" 10	464,299 (1,272)	38,314 (105)	5,701 (16)	508,314 (1,393)	304 (1)	508,618 (1,393)	168,832 (463)	1,313,728	1,308,245	1,060
" 11	475,172 (1,298)	31,843 (87)	5,490 (15)	512,505 (1,400)	315 (1)	512,820 (1,401)	170,256 (465)	1,324,987	1,320,035	1,057
" 12	479,924 (1,315)	21,095 (58)	5,714 (16)	506,733 (1,388)	30 (0)	506,763 (1,388)	134,105 (367)	1,337,443	1,333,766	1,038
" 13	465,786 (1,276)	22,057 (60)	4,063 (11)	491,906 (1,348)	216 (1)	492,122 (1,348)	99,678 (273)	1,345,801	1,342,122	1,001
" 14	465,320 (1,275)	20,574 (56)	4,696 (13)	490,590 (1,344)	1,722 (5)	492,312 (1,349)	90,874 (249)	1,355,926	1,352,164	991
" 15	458,737 (1,253)	23,656 (65)	4,311 (12)	486,704 (1,330)	911 (2)	487,615 (1,332)	86,374 (236)	1,365,359	1,361,416	974
" 16	441,459 (1,209)	18,748 (51)	4,214 (12)	464,421 (1,272)	521 (1)	464,942 (1,274)	75,409 (207)	1,375,037	1,372,144	925
" 17	439,156 (1,203)	15,728 (43)	7,467 (20)	462,351 (1,267)	2,551 (7)	464,902 (1,274)	58,718 (161)	1,386,137	1,383,115	914
" 18	439,725 (1,205)	16,519 (45)	6,868 (19)	463,112 (1,269)	304 (1)	463,416 (1,270)	47,327 (130)	1,391,454	1,390,382	912
" 19	433,711 (1,185)	20,167 (55)	4,610 (13)	458,488 (1,253)	4 (0)	458,492 (1,253)	46,039 (126)	1,396,514	1,396,502	897
" 20	406,206 (1,113)	17,375 (48)	1,054 (3)	424,635 (1,164)	14 (0)	424,649 (1,164)	38,339 (105)	1,399,376	1,399,366	831
" 21	409,305 (1,121)	17,095 (47)	865 (2)	427,265 (1,171)	12 (0)	427,277 (1,171)	35,434 (97)	1,407,522	1,407,514	832

注)・「ごみ総排出量」=「計画収集量」+「直接搬入量」+「集団回収量」である。

・平成17年度実績のとりまとめより、ごみ総排出量の定義が「ごみ総排出量」=「計画収集量」+「直接搬入量」+「自家処理量」から上記のように変更になった。なお、第1表は過去の数値も再計算したものである。

・「排出量」=「ごみ総排出量」+「自家処理量」である。

・1人1日当たりのごみ排出量=(計画収集量+直接搬入量+集団回収量)÷(計画収集人口+自家処理人口)÷365又は366

・四捨五入により合計が一致しない場合がある。

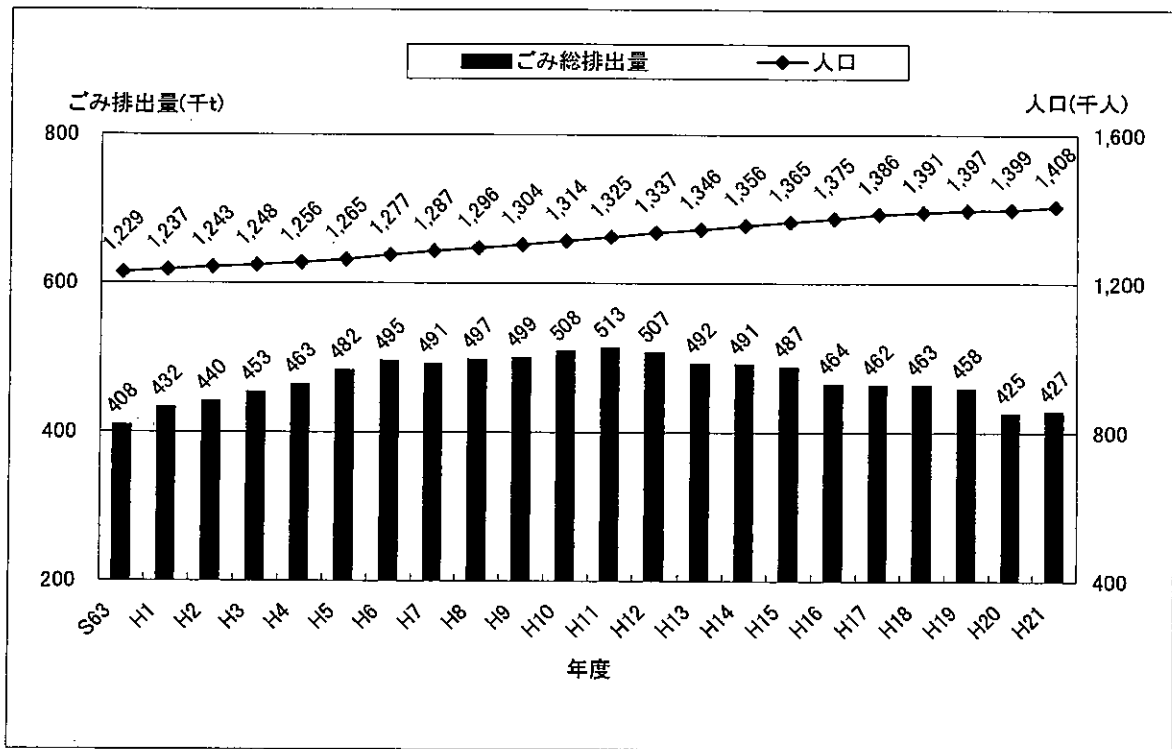


図 2 - 1 ごみ総排出量の推移

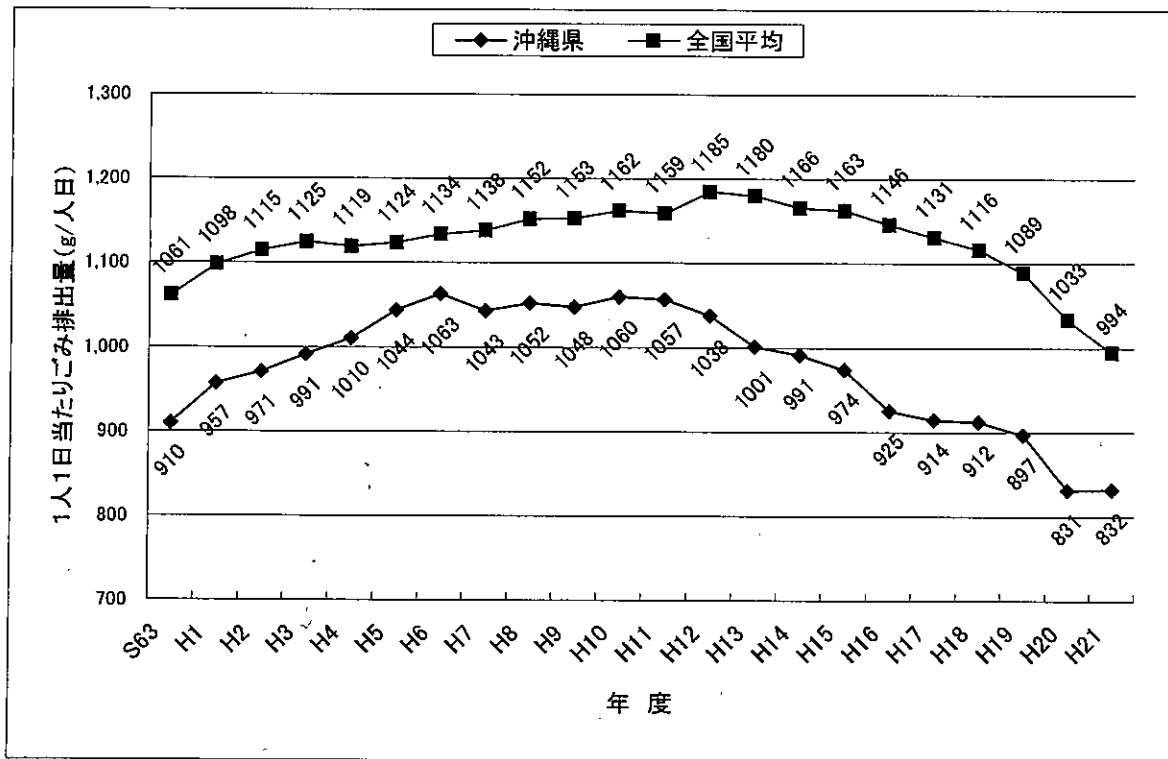


図 2 - 2 1人1日当たり排出量の推移

表 2 - 2 収集ごみの処理状況の推移

(単位：t/年、下段()内はt/日)

区分 年度	ごみの 総処理量	直接焼却	直接埋立	焼却以外の 中間処理量	直接資源化	減量 処理率
平成10	502,613 (1,377.0)	354,679 (971.7)	100,665 (275.8)	41,212 (112.9)	6,057 (16.6)	80.0%
" 11	507,015 (1,385.3)	353,956 (967.1)	102,941 (281.3)	43,863 (119.8)	6,255 (17.1)	79.7%
" 12	498,177 (1,364.9)	366,224 (1,003.4)	69,674 (190.9)	52,294 (143.3)	9,985 (27.4)	86.0%
" 13	492,298 (1,348.8)	385,120 (1,055.1)	42,071 (115.3)	49,279 (135.0)	15,828 (43.4)	91.5%
" 14	490,573 (1,344.0)	387,397 (1,061.4)	37,073 (101.6)	50,007 (137.0)	16,096 (44.1)	92.4%
" 15	481,655 (1,316.0)	380,325 (1,039.1)	32,704 (89.4)	52,963 (144.7)	15,663 (42.8)	93.2%
" 16	468,424 (1,283.4)	372,832 (1,021.5)	27,144 (74.4)	51,859 (142.1)	16,589 (45.4)	94.2%
" 17	454,884 (1,246.3)	379,331 (1,039.3)	20,377 (55.8)	46,193 (126.6)	8,983 (24.6)	95.5%
" 18	456,244 (1,250.0)	392,647 (1,075.7)	9,122 (25.0)	45,385 (124.3)	9,090 (24.9)	98.0%
" 19	453,878 (1,240.1)	382,878 (1,046.1)	6,762 (18.5)	53,624 (146.5)	10,614 (29.0)	98.5%
" 20	419,763 (1,150.0)	365,132 (1,000.4)	3,708 (10.2)	42,832 (117.3)	8,091 (22.2)	99.1%
" 21	423,960 (1,161.5)	364,026 (997.3)	2,712 (7.4)	48,465 (132.8)	8,757 (24.0)	99.4%

注)・直接埋立は焼却残渣等の埋立量を除く。

・「直接資源化」とは、資源化等を行う施設を経ずに直接、再生業者等に搬入される量であり、平成10年度より新たに設けられた項目である。

・減量処理率＝(直接焼却量)＋(資源化等の中間処理量)＋(直接資源化量)÷(ごみの総処理量)×100

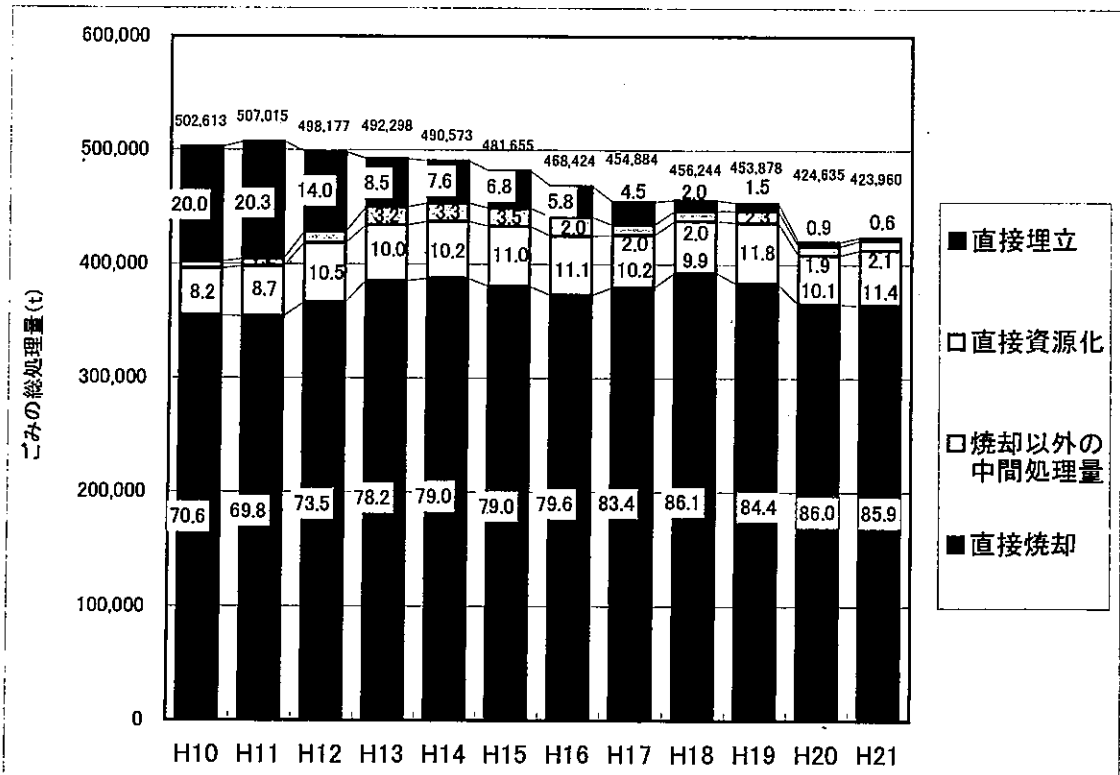
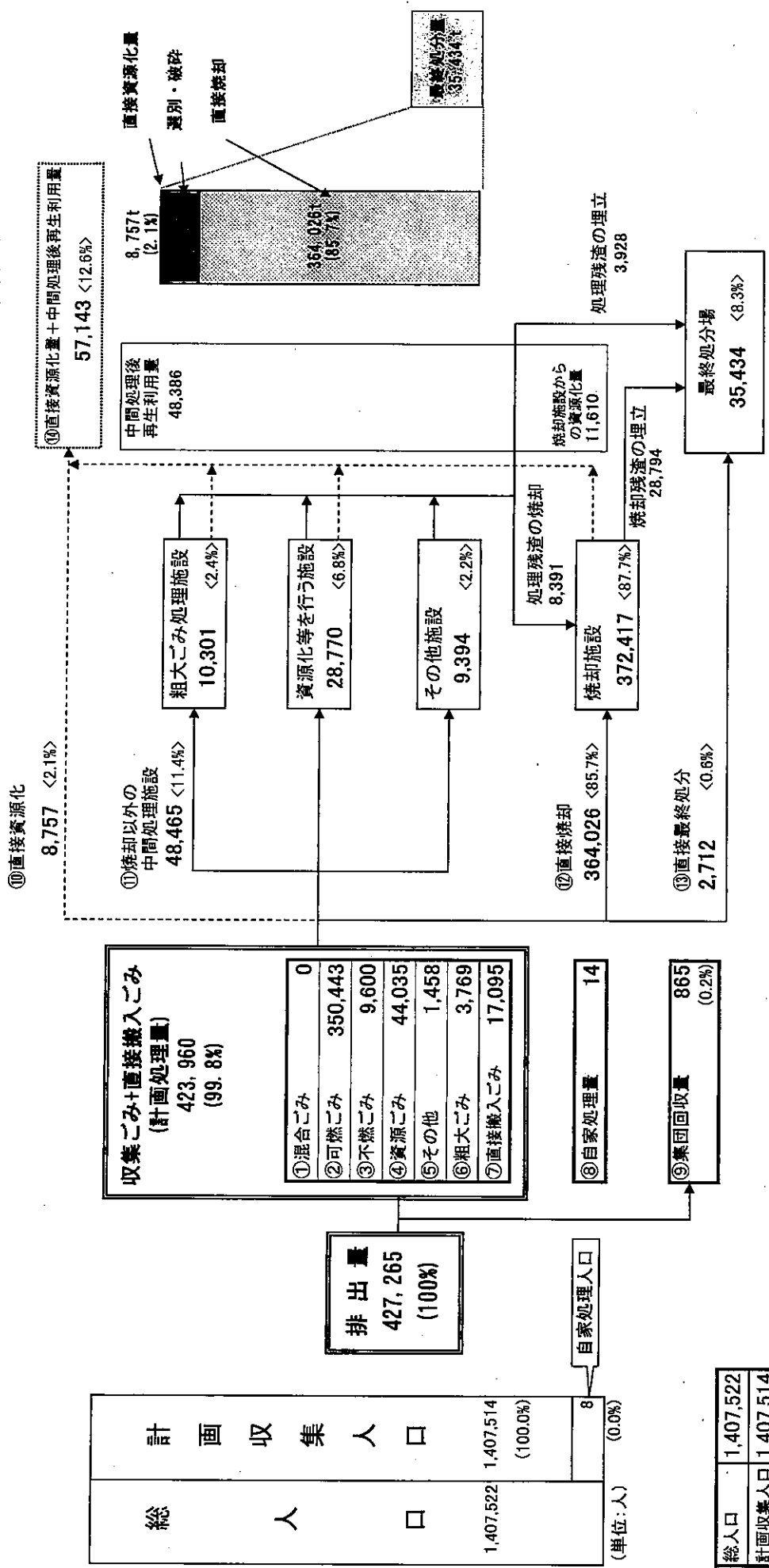


図 2 - 3 収集ごみの処理状況の推移

注) グラフ中の数値は構成比率 (%) を示す

ごみ処理量等(単位:t)



- ・収集ごみ=①+②+③+④+⑤+⑥=409,305 t/年
- ・1人1日当たり排出量=(①+②+③+④+⑤+⑥+⑦+⑧)/総人口=832 g/日・人
- ・ごみの総処理量=⑩+⑪+⑫+⑬+⑭=423,960t/年
- ・総資源化量=⑨+⑬=58,008 t/年
- ・リサイクル率=(⑨+⑬)/(⑩+⑪+⑫+⑬+⑭)=13.7%

図2-4 ごみ処理フロー図(詳細)・ごみ処理の状況(平成21年度実績)

表2-3 総資源化量とリサイクル率の推移

(単位:t/年)

年度	平成11	平成12	平成13	平成14	平成15	平成16	平成17	平成18	平成19	平成20	平成21
市町村等によるごみの資源化量	27,846	34,853	50,262	51,318	52,104	54,125	47,205	55,527	57,689	50,647	57,143
中間処理後再生利用量	21,591	24,888	34,434	35,222	36,441	37,536	38,222	46,437	47,075	42,556	48,386
直接資源化量	6,255	9,985	15,828	16,096	15,663	16,589	8,983	9,090	10,614	8,091	8,757
集団回収量	5,490	5,714	4,063	4,696	4,311	4,214	7,467	6,868	4,610	1,054	865
資源化量合計	33,336	40,567	54,325	56,014	56,415	58,339	54,672	62,395	62,299	51,701	58,008
ごみの総処理量	507,015	498,177	492,298	490,573	481,655	468,424	454,884	456,244	453,706	419,763	423,960
ごみの総排出量	512,505	506,733	491,906	490,590	486,704	464,421	462,351	463,112	458,488	424,635	427,265
リサイクル率 (%) <沖繩県>	6.5%	8.0%	11.0%	11.4%	11.6%	12.6%	11.8%	13.5%	13.6%	12.3%	13.7%
リサイクル率 (%) <全国>	13.1%	14.3%	15.0%	15.9%	16.8%	17.6%	19.0%	19.6%	20.3%	20.3%	20.5%

注) ・ 「中間処理後再生利用量」とは、焼却、破砕等の中間処理を行った後、鉄、アルミ等を回収し資源化した量である。  
 ・ 「集団回収」とは、市町村による用具の貸出、補助金の交付等で市町村登録された住民団体によって回収された量をい、ごみの総排出量に含  
 ・ リサイクル率 (%) = [直接資源化量 + 中間処理後再生利用量 + 集団回収量] ÷ [ごみの総処理量 + 集団回収量]

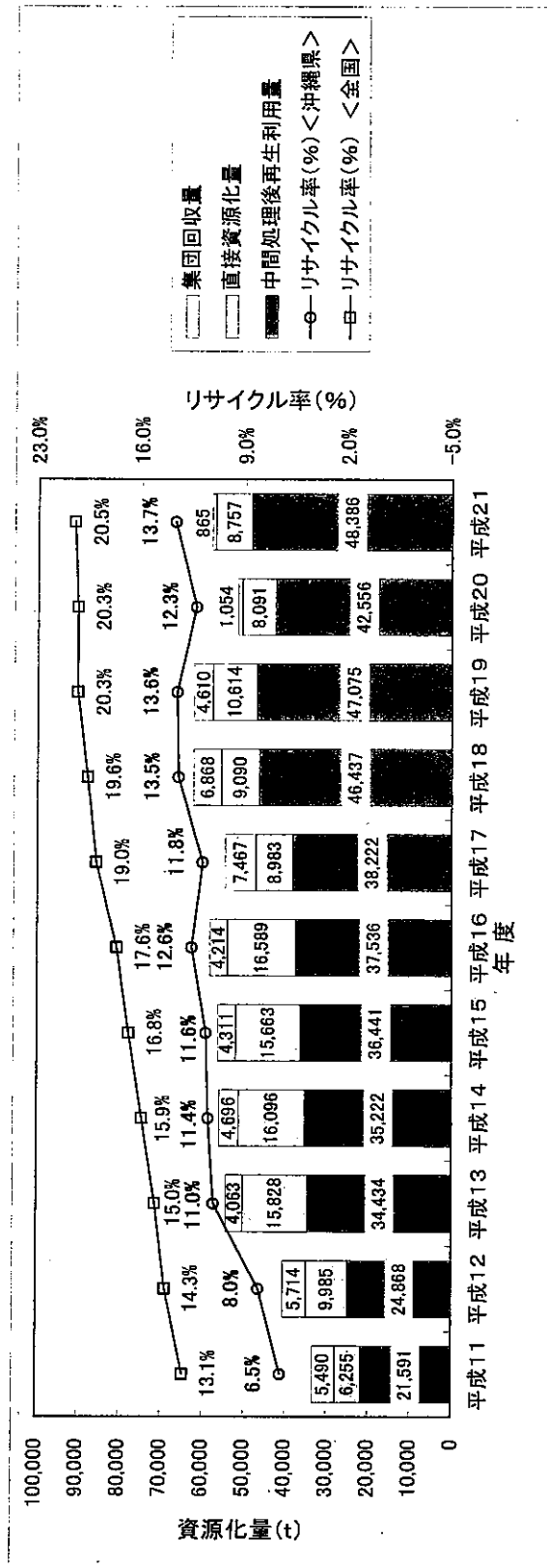


図2-5 総資源化量とリサイクル率の推移

表2-4 最終処分量の推移

(単位:千t)

区分 年度	直接 埋立量	焼却残渣 埋立量	処理残渣 埋立量	最終 処分量	ごみの 総処理量	最終処分率 〈沖縄県〉	最終処分率 〈全国〉
H11	103	55	12	170	513	33.6	21.3
H12	70	55	9	134	507	26.8	20.2
H13	42	50	8	100	492	20.4	19.2
H14	37	47	7	91	491	18.7	17.6
H15	33	48	6	87	487	17.9	16.4
H16	27	43	5	75	464	16.4	16.0
H17	20	34	5	59	462	12.9	14.7
H18	9	34	4	47	463	10.4	13.9
H19	7	33	6	46	454	10.1	13.3
H20	4	31	4	38	420	9.1	12.3
H21	3	29	4	35	423	8.3	11.0

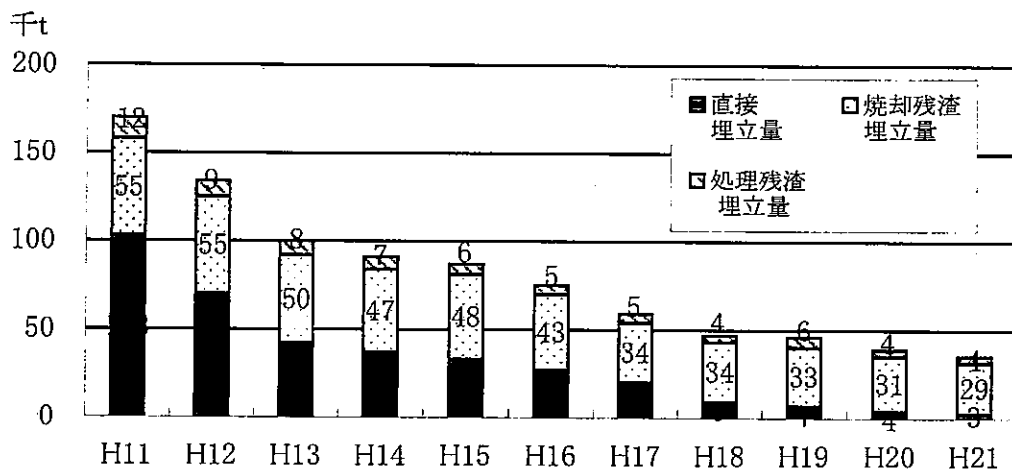


図2-6 最終処分量の推移

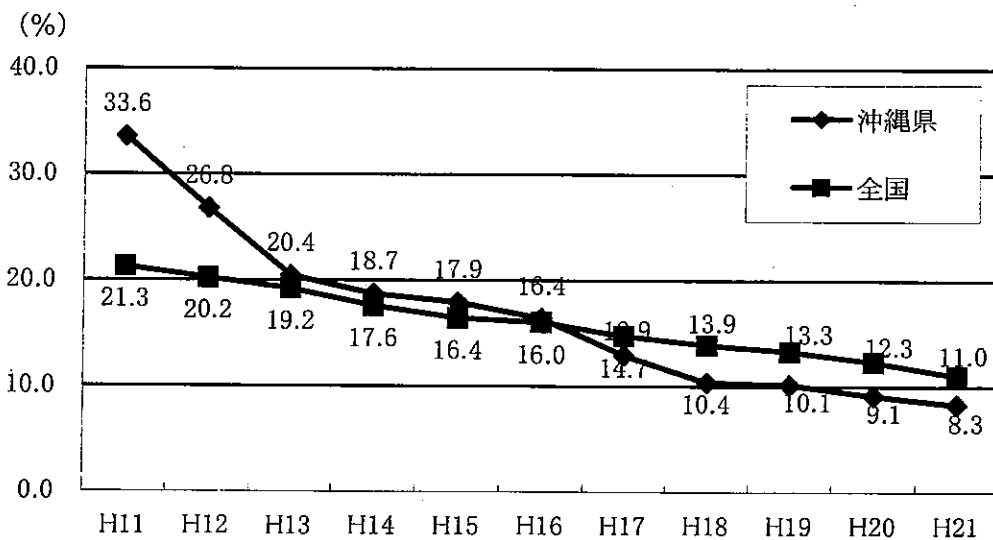


図2-7 最終処分率の推移

表2-5 ごみの形態別収集量・率の推移

区分	平成12		平成13		平成14		平成15		平成16		
	数量	率	数量	率	数量	率	数量	率	数量	率	
地方公共 団体に よるもの	直営	54,217	11.3%	53,676	11.5%	53,308	11.5%	49,174	10.7%	50,080	11.3%
	委託	274,927	57.3%	264,136	56.7%	263,754	56.7%	257,366	56.1%	245,910	55.7%
許可業者に よるもの		150,780	31.4%	147,974	31.8%	148,258	31.9%	152,197	33.2%	145,469	33.0%
計		479,924	100.0%	465,786	100.0%	465,320	100.0%	458,737	100.0%	441,459	100.0%

区分	平成17		平成18		平成19		平成20		平成21		
	数量	率	数量	率	数量	率	数量	率	数量	率	
地方公共 団体に よるもの	直営	47,375	10.8%	43,841	10.0%	37,921	8.7%	33,736	8.3%	28,977	7.1%
	委託	240,954	54.9%	244,863	55.7%	245,847	56.7%	231,004	56.9%	236,114	57.7%
許可業者に よるもの		150,827	34.3%	151,021	34.3%	149,943	34.6%	141,466	34.8%	144,214	35.2%
計		439,156	100.0%	439,725	100.0%	433,711	100.0%	406,206	100.0%	409,305	100.0%

注) 粗大ごみの計画収集量も含む



## 2 県内におけるし尿の処理

### (1) し尿処理の状況

くみ取りし尿、浄化槽汚泥は、市町村、許可業者等により収集され、主に市町村等が設置するし尿処理施設で処理される。

#### ○し尿計画収集人口

非水洗化計画収集人口（計画収集人口＋自家処理人口）は、水洗化人口（下水道人口＋浄化槽人口）の増加に伴い、年々減少傾向にあり、平成21年度においては92,398人となり、総人口の6.6%を占めている。

（表2-6、図2-8）

#### ○し尿の収集状況（1日当たり）

平成21年度において県内で排出されたし尿及び浄化槽汚泥量は、1日当たり351.8klとなっている。そのうち、351.7kl（99.9%）が計画収集され、0.1kl（0.1%）が自家処理されている。

なお、し尿の計画収集量は減少傾向を示しているが、し尿と生活雑排水を併せて処理する合併処理浄化槽の普及に伴い浄化槽汚泥収集量は増加傾向にある。

（表2-7）

#### ○し尿の処理状況（1日当たり）

平成21年度において県内で収集されたし尿及び浄化槽汚泥は、1日当たり312.2klがし尿処理施設で処理され、14.0klが農地還元、18.8klが下水道投入され、6.7klがその他の方法で処理されている。

なお、海洋投入は平成16年5月で廃止されている。

（表2-8；図2-9、図2-10）

### (2) し尿の形態別収集量・率

平成21年度におけるし尿の形態別の収集状況は、市町村等によるものが3.3%（うち直営0%、委託1.1%）で、許可業者のよるものが98.9%となっている。

（表2-9）

表2-6 計画処理区域内人口等の推移

年 度	平成11	平成12	平成13	平成14	平成15	平成16	平成17	平成18	平成19	平成20	平成21
総人口	1,324,987	1,337,443	1,345,801	1,355,926	1,365,359	1,375,037	1,386,137	1,391,490	1,396,514	1,399,376	1,407,522
浄化槽人口	533,137	560,329	554,514	539,791	534,651	525,508	537,819	530,495	513,168	503,904	492,475
公共下水道人口	648,300	643,505	655,349	692,622	709,712	731,774	761,850	783,914	787,174	803,261	822,649
水洗化人口	1,181,437	1,203,834	1,209,863	1,232,413	1,244,363	1,257,282	1,299,669	1,314,409	1,300,342	1,307,165	1,315,124
非水洗化計画収集人口	135,414	127,223	132,529	118,644	116,564	114,274	81,056	76,865	96,000	92,064	92,398
非水洗化自家処理人口	8,136	6,386	3,409	4,869	4,432	3,481	5,412	216	172	147	104

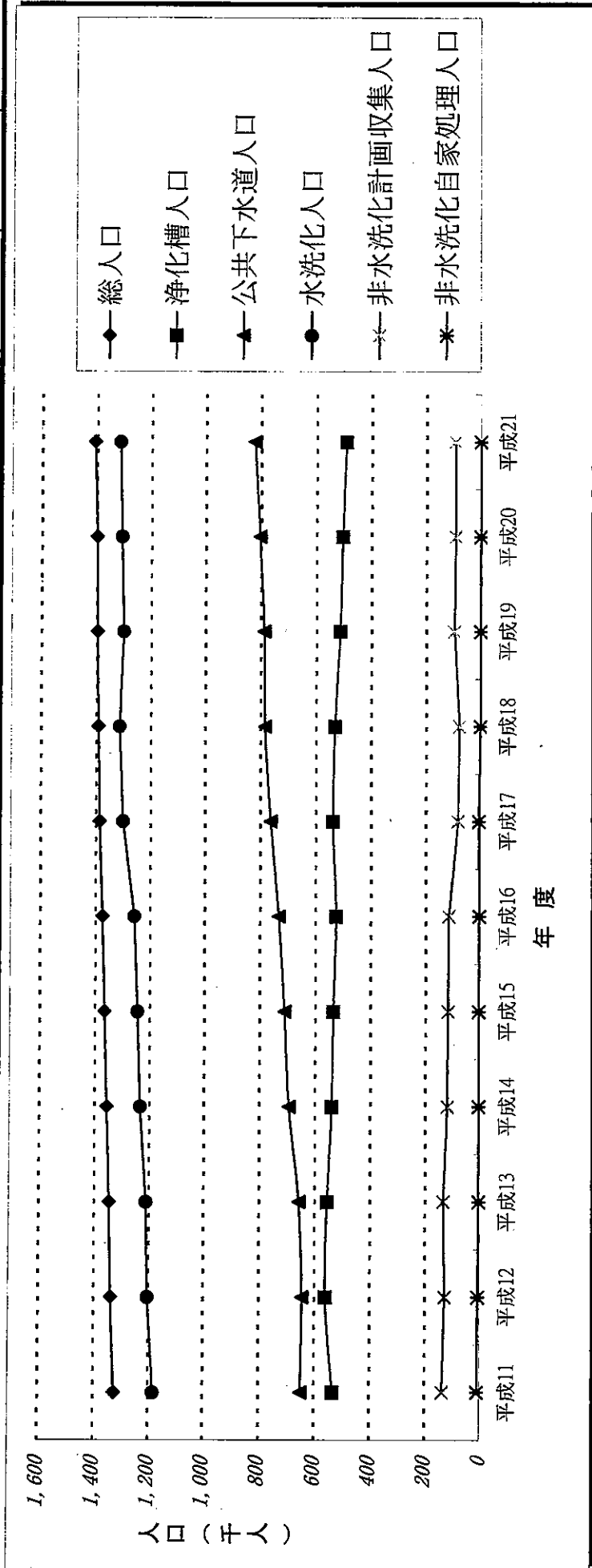
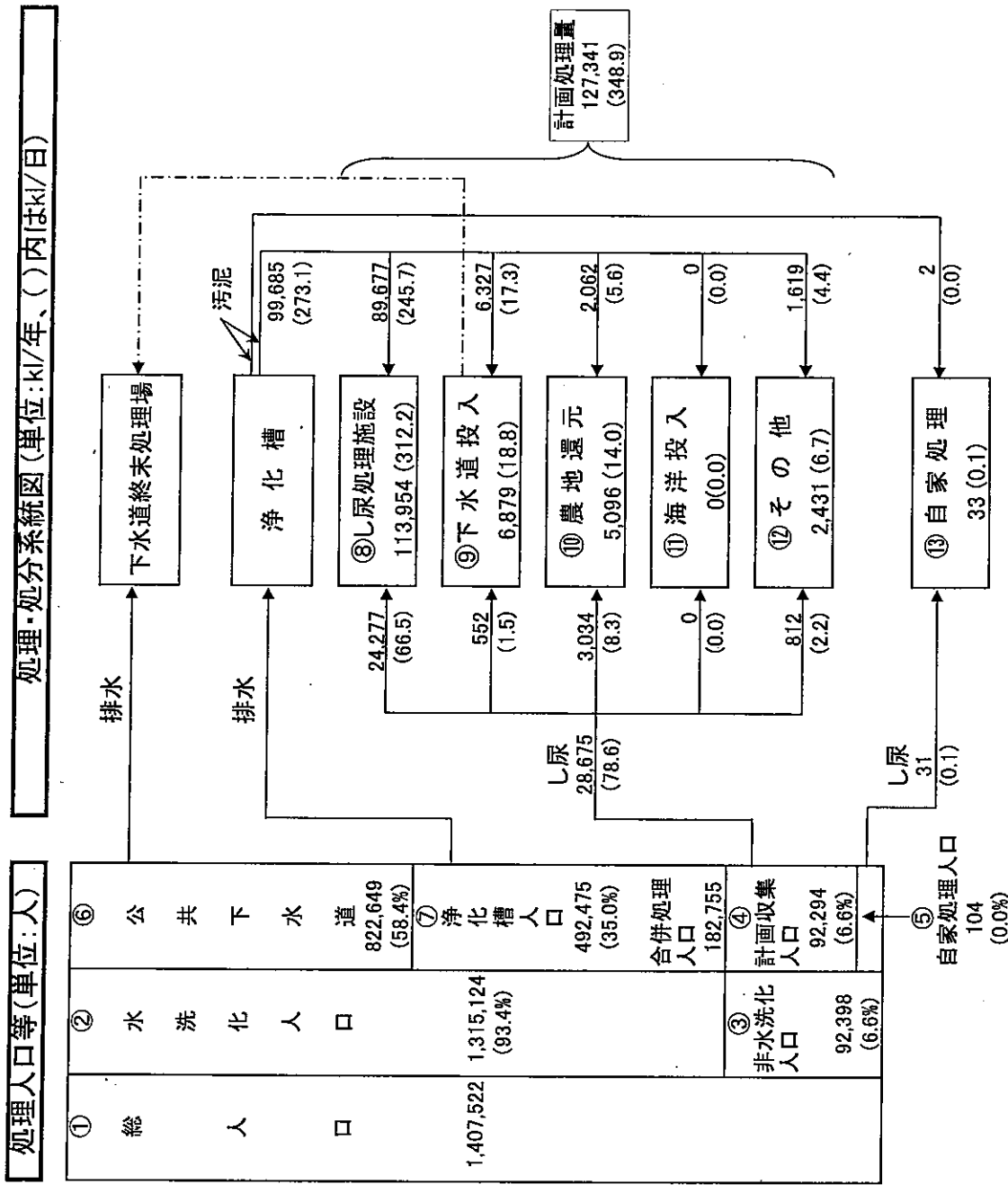


図2-8 計画処理区域内人口等の推移

表2-7 し尿の収集量・自家処理量の推移

区分 年度	計画収集量 (kl/日)			自家処理量 (kl/日)			合計 (kl/日)	計画処理率	
	し尿 (A)	浄化槽 汚泥(B)	計	し尿 (C)	浄化槽 汚泥(D)	計		し尿 ①	浄化槽 汚泥②
平成 11	140.0	207.0	347.0	8.0	4.0	12.0	359.0	94.6%	98.1%
" 12	151.0	218.0	369.0	1.0	4.0	5.0	374.0	99.3%	98.2%
" 13	145.7	240.5	386.3	1.8	2.9	4.7	391.0	98.8%	98.8%
" 14	132.8	243.2	376.1	1.8	0.4	2.2	378.3	98.6%	99.8%
" 15	124.2	245.4	369.6	3.7	2.7	6.4	376.0	97.1%	98.9%
" 16	127.3	250.4	377.7	0.6	0.3	0.9	378.5	99.6%	99.9%
" 17	114.0	255.2	369.2	28.4	37.6	66.0	435.3	80.0%	87.2%
" 18	86.8	267.6	354.4	0.3	0.0	0.3	354.7	99.7%	100.0%
" 19	86.6	261.6	348.2	5.9	0.0	5.9	354.1	93.6%	100.0%
" 20	83.0	265.9	348.9	2.3	3.4	5.7	354.6	97.3%	98.7%
" 21	78.6	273.1	351.7	0.1	0.0	0.1	351.8	99.9%	100.0%

※ ①=(A)/(A)+(C)、②=(B)/(B)+(D)



- ・水洗化率 = ② / ① = 93.4%
- ・非水洗化率 = ③ / ① = 6.6%
- ・公共下水道水洗化率 = ⑥ / ① = 58.4%
- ・浄化槽水洗化率 = ⑦ / ① = 35.0%  
(うち合併処理浄化槽水洗化率 = 13.0%)
- ・非水洗化人口における計画収集率 = ④ / ③ = 99.9%
- ・非水洗化人口における自家処理率 = ⑤ / ③ = 0.1%
- ・計画処理量(含浄化槽汚泥)  
⑧ + ⑨ + ⑩ + ⑪ + ⑫ = 351.7 kl / 日 . . . . . a
- ・総処理量(計画処理量 + 自家処理量)  
⑧ + ⑨ + ⑩ + ⑪ + ⑫ + ⑬ = 351.8 kl / 日 . . . . . b
- ・し尿処理施設及び下水道投入による処理率  
(⑧ + ⑨) / a = 94.9%
- ・1人1日当たりし尿計画処理量  
(a - 273.1) / ④ = 0.82 kl / 人・日
- ・1人1日当たりし尿排出量  
(b - 273.1 - 0.0) / ③ = 0.85 kl / 人・日
- ・1人1日当たり浄化槽汚泥計画処理量  
273.1 / ⑦ = 0.55 kl / 人・日
- ・1人1日当たり浄化槽汚泥排出量  
(273.1 + 0.0) / ⑦ = 0.55 kl / 人・日
- ・し尿処理施設と処理能力  
計12施設 511 k l / 日

**図2-9 し尿処理フローシート・し尿処理の状況 (平成21年度)**

表2-8 し尿及び浄化槽汚泥の処理方法の推移

(単位:kl/日)

年度	平成11	平成12	平成13	平成14	平成15	平成16	平成17	平成18	平成19	平成20	平成21
下水道投入	16.0	18.8	17.2	19.1	19.1	19.3	23.4	16.7	22.8	17.6	18.8
し尿処理施設	262.0	284.7	292.7	291.3	284.4	303.3	318.6	322.6	314.3	310.8	312.2
農地還元	20.0	16.4	34.4	18.4	19.2	21.6	21.6	13.7	10.5	14.2	14.0
海洋投入	47.0	47.2	41.4	38.1	36.4	25.3	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
その他	2.0	1.9	1.2	9.1	8.7	8.3	5.6	1.4	0.6	6.3	6.7
自家処理	12.0	5.3	4.7	2.2	6.3	0.9	66.0	0.3	5.9	5.7	0.1

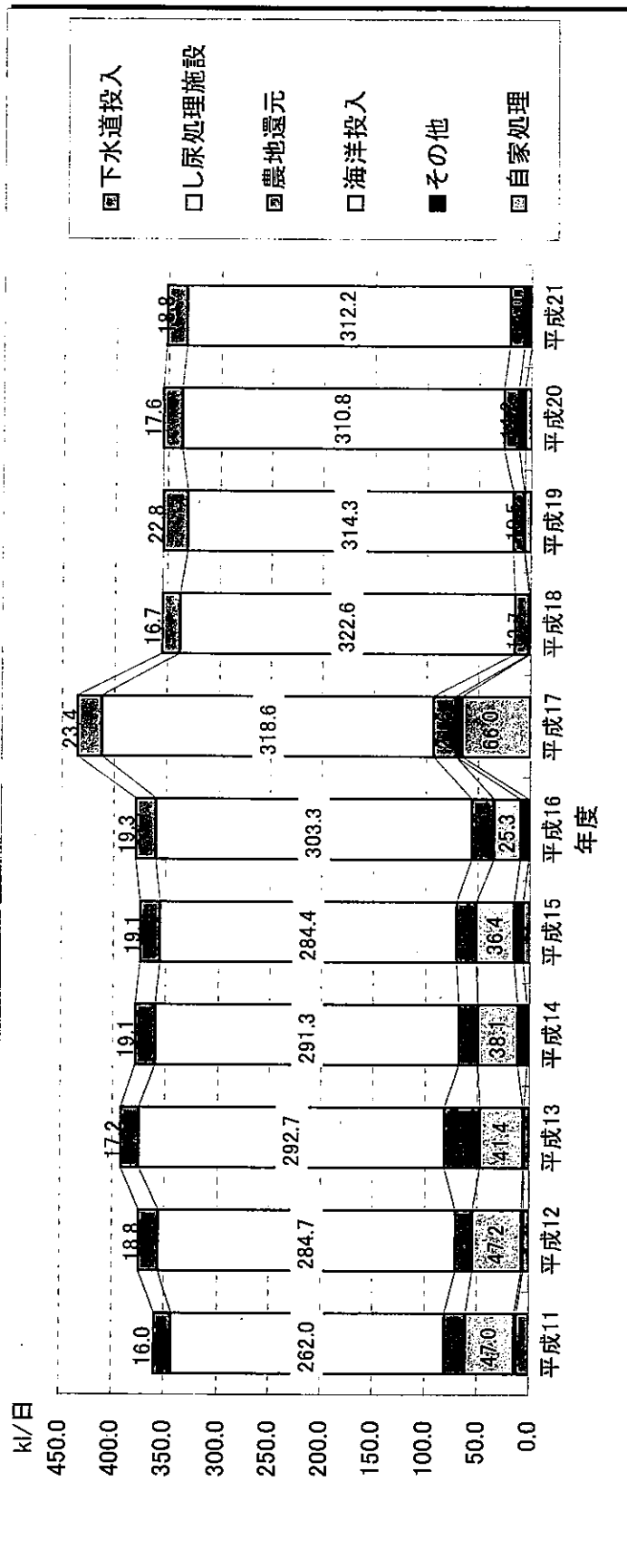


図2-10 し尿及び浄化槽汚泥の処理方法の推移

表2-9 し尿の形態別収集量・率の推移

(単位:kl/年)

区分	平成12		平成13		平成14		平成15		平成16	
	年度	平成12	平成13	平成14	平成15	平成16	平成15	平成16	平成15	平成16
地方公共 団体によ るもの	直営	282	2,395	455	0	1,631	0	1,631	0.0%	1.2%
	委託	9,760	5,479	5,252	11,147	4,942	11,147	4,942	8.2%	3.6%
許可業者 によるもの		125,017	133,108	125,485	124,166	131,258	124,166	131,258	91.8%	95.2%
計		135,059	140,982	131,192	135,313	137,831	135,313	137,831	100.0%	100.0%

区分	平成17		平成18		平成19		平成20		平成21	
	年度	平成17	平成18	平成19	平成20	平成21	平成20	平成21	平成20	平成21
地方公共 団体によ るもの	直営	0	0	0	0	0	0	0	0.0%	0.0%
	委託	4,230	2,627	2,328	1,625	1,442	1,625	1,442	1.3%	1.1%
許可業者 によるもの		130,532	126,742	125,136	123,829	126,918	123,829	126,918	98.7%	98.9%
計		134,762	129,369	127,464	125,454	128,360	125,454	128,360	100.0%	100.0%

注)収集量には、浄化槽汚泥も含む。

### 3 一般廃棄物処理施設の整備状況

#### (1) ごみ処理施設の整備状況

平成23年3月末現在の整備状況を、表2-10～2-13、図2-11に示す。

ごみ焼却施設が32施設（1,828t/日）、粗大ごみ処理施設が9施設（202t/日）、最終処分場（国庫補助施設のみ）が20施設、再生利用施設（国庫補助施設のみ）は25施設が稼働中である。

しかし、ごみ焼却施設は2町村が未整備となっており、1村が平成23年度中の整備を予定、1町が新施設の整備を検討中である。また、最終処分場は14市町村が未整備となっており、このうち8市町村が2施設の整備を検討中である。残る6市村については、焼却灰の熔融スラグ化により対応している。

今後とも、地域の特性及び実状を勘案し、国の高率の交付金等を活用した施設整備を促進する必要がある。

#### (2) ごみ焼却施設のダイオキシン類排出濃度測定状況

平成22年度における各市町村のごみ焼却施設からのダイオキシン類排出量を、表2-14に示す。

ごみ焼却施設の排ガス中のダイオキシン類濃度測定結果から各施設の年間排出量を算出したところ、県全体では0.42g-TEQ/年となっている。

平成9年度の年間排出量（10.8g-TEQ/年）から90%削減するとした沖縄県ごみ処理広域化計画の目標値に対しては、平成20年度では89%の削減で目標値にあとわずかであったが、その後は目標値を達成し、平成21年度では91%の削減、平成22年度では96%の削減となっている。

#### (3) し尿処理施設の整備状況

平成23年3月末現在の整備状況を、表2-15、図2-12に示す。

し尿処理施設は12施設（508kl/日）整備されており、他の市町村においても、下水道の整備や合併処理浄化槽の設置促進が図られている。

今後は、下水道等の整備計画との整合性を図りつつ、浄化槽汚泥や生ごみ等の有機性廃棄物を併せて処理するとともに、資源回収を行う汚泥再生処理センターの整備を検討する必要がある。

表2-10 一般廃棄物焼却施設整備状況

平成23年3月末現在

実施主体	構成市町村 所在地	規模(t/日)	処理方式	当初着工年月	当初事業費 (千円)	直近着工年月	累計基幹改良費 (千円)	備考 (基幹改良回数)	
				当初竣工年月		直近竣工年月			
本 島	1 名護市	名護市	40	機械化パフ	S51.11	H18.6	1,057,206	(4回)	
		名護市字宇茂佐1710-3	20 t/ 8h × 2基	S52.12	H19.3				
	2 国頭村	国頭村、大宜味村、東村	15	機械化パフ	S57.9	348,757	H9.8	475,400	(2回)
		国頭村字辺土名山地名原479-1外13	7.5 t/ 8h × 2基	S58.3	H10.3				
	3 本部町今帰仁村清掃施設組合	本部町、今帰仁村	40	機械化パフ	H7.9	999,499	H21.4	516,649	(1回)
		本部町字北里182	20 t/ 8h × 2炉	H10.3	H22.3				
	4 中部北環境施設組合	うるま市、恩納村	166	直接熔融	H14.11	5,950,707			
		うるま市具志川字栄野比1211-6	83 t/ 24h × 2基	H16.11					
	5 金武地区消防清掃組合	金武町、宜野座村	20	機械化パフ	S59.2	386,956	H17.2	964,565	(4回)
		宜野座村字漢那2536-23	10 t/ 8h × 2基	S60.12	H18.2				
	6 比謝川行政事務組合	嘉手納町、読谷村	70	准運統	H7.2	2,887,221	H18.3	438,585	(1回)
		嘉手納町字久得242-1	35 t/ 16h × 2炉	H10.3	H19.3				
	7 倉浜衛生施設組合	沖繩市、宜野湾市、北谷町	309	ガス化熔融	H19.3	10,026,205			
		沖繩市字池原3394番地	103 t/ 24h × 3炉	H22.3					
	8 中城村北中城村清掃事務組合	中城村、北中城村	40	全運統+灰溶解	H12.12	5,880,000			防衛施設庁予算(当初)
		中城村字伊舎堂当原787外	20 t/ 24h × 2基	H15.5					
	9 那覇市・南風原町環境施設組合	那覇市、南風原町	450	全運統+灰溶解	H14.8	16,748,376			
		南風原町字新川1650	150 t/ 24h × 3基	H18.3					
	10 浦添市	浦添市	150	全運統+灰溶解	S55.10	2,349,961	H18.6	4,539,849	(3回)
		浦添市伊奈武瀬1-8-1	75 t/ 24h × 2基	S57.12	H19.3				
	11 東部清掃施設組合	西原町、与那原町、南城市(佐敷)	90	准運統	S58.4	1,938,501	H18.9	3,257,961	(5回)
		与那原町字板良敷1612	45 t/ 16h × 2炉	S60.3	H20.3				
	12 島尻消防清掃組合	南城市(知念、玉城、大里)、八重瀬町	40	機械化パフ	S51.8	600,653	H13.3	1,608,105	防衛施設庁予算(当初、2回)
		南城市玉城字奥武宇和城原995	20 t/ 8h × 2炉	S55.3	H14.3				
	13 糸満市豊見城市清掃施設組合	糸満市、豊見城市	200	全運統	H7.12	9,179,278			
		糸満市字東里74-1	100 t/ 24h × 2炉	H10.3					
	14 伊江村	伊江村	7	機械化パフ	H14.10	1,023,000			防衛施設庁予算(当初)
		伊江村字東江上カダ原2788外	7 t/ 8h × 1炉	H16.2					
	15 久米島町	久米島町	20	機械化パフ	S63.10	504,952	H9.10	127,050	(1回)
		久米島町字阿嘉297-133	10 t/ 8h × 2基	H2.3	H10.3				
	16 渡嘉敷村	渡嘉敷村	4	機械化パフ	H10.9	686,368			
		渡嘉敷村字渡嘉敷1845	4 t/ 8h × 1炉	H11.7					
17 座間味村	座間味村(阿嘉島)	3	機械化パフ	H9.4	344,400				
	座間味村阿嘉島地内	3 t/ 8h × 1炉	H10.3						
18 座間味村	座間味村	4	ガス化熔融	H14.12	883,902				
	座間味村字座間味牧治地内	4 t/ 8h × 1炉	H15.8						
19 粟国村	粟国村	3	機械化パフ	H15.6	645,037				
	粟国村草戸原2334	3 t/ 8h × 1炉	H16.3						
20 渡名喜村	渡名喜村	2	ガス化熔融	H14.3	678,300				
	渡名喜村高田地内	2 t/ 8h × 1炉	H15.3						
21 南大東村	南大東村	3	機械化パフ	H10.12	534,601				
	南大東村字池之沢1-1	3 t/ 8h × 1炉	H12.5						
22 北大東村	北大東村	2	機械化パフ	H12.12	609,175				
	北大東村字南211-1	2 t/ 8h × 1炉	H14.3						
23 宮古島市	宮古島市	60	准運統	S51.9	492,044	H14.3	1,313,792	(4回)	
	宮古島市平良字西仲宗根565-1	30 t/ 16h × 2基	S52.7	H14.11					
24 多良間村	多良間村	3	機械化パフ	H11.9	566,230				
	多良間村字仲筋1624-2	3 t/ 8h × 1炉	H12.5						
25 石垣市	石垣市	80	准運統	H7.3	2,829,941				
	石垣市字平得大俣1273-439	40 t/ 16h × 2炉	H9.10						
26 伊平屋村	伊平屋村	3	機械化パフ+灰溶解	H16.1	1,284,740				
	伊平屋村字田茂原地内	3 t/ 8h × 1炉	H17.5						
27 竹富町	竹富町(波照間島)	0.4	ガス化燃焼	H16.1	36,385				
	竹富町字波照間4969-1	0.4 t/ 8h × 1炉	H17.5						
28 竹富町	竹富町(黒島)	0.4	ガス化燃焼	H16.1	37,469				
	竹富町字黒島2601	0.4 t/ 8h × 1炉	H17.5						
29 竹富町	竹富町(竹富島)	0.4	ガス化燃焼	H18.9	43,960				
	竹富町字竹富878	0.4 t/ 8h × 1炉	H19.3						
30 竹富町	竹富町(小浜島)	0.5	ガス化燃焼	H18.9	37,711				
	竹富町字小浜3400-1	0.5 t/ 8h × 1炉	H19.3						
31 竹富町	竹富町(鳩間島)	0.4	ガス化燃焼	H20.11	49,014				
	竹富町字鳩間地内	0.4 t/ 8h × 1炉	H21.5						
32 竹富町	竹富町(西表島)	1.5	ガス化燃焼	H21.12	100,179				
	竹富町字高那地内	1.5 t/ 8h × 1炉	H23.1						
合計		39市町村	1,828 t/日		69,356,221		14,299,162		

※ 基幹改良=国の補助を受け、焼却施設を修繕すること。上記表中では、当初事業(施設建設時)と基幹改良事業を分けて表記。

※ 新焼却施設の稼働に伴い稼働を停止した焼却施設(平成16年7月1日以降)

本 島	2 中部北環境施設組合 (与勝工場)	与那城町、勝運町	30	機械化パフ	S52.2	453,285	-	-	防衛施設庁予算
		勝運町字内間2675-1	15 t/ 8h × 2基	S55.3					



表2-11 一般廃棄物最終処分場整備状況

平成23年3月末現在

実施主体	構成市町村	埋立開始年月	終了予定年月	埋立面積 (m <sup>2</sup> )	埋立容量 (m <sup>3</sup> )	平成21年度末		総事業費 (千円)
						残余容量 (m <sup>3</sup> )	残余年数 (推計)	
1 比謝川行政事務組合	詠谷村、嘉手納町	H60.4	H35.3	15,650	155,000	47,718	51.4	1,436,820
2 恩納村	恩納村、うるま市	H3.5	H24.3	12,300	100,000	50,000	42.8	583,220
3 伊江村	伊江村	H3.4	H24.3	25,382	72,400	37,940	108.4	160,734
4 宮古島市	宮古島市	H6.6	H26.3	10,600	81,000	44,629	14.1	893,114
5 名護市	名護市	H7.4	H22.3	20,000	185,000	7,798	5.1	1,148,470
6 倉浜衛生施設組合	沖繩市、宜野湾市、北谷町	H9.2	H24.3	38,000	400,000	246,167	14.5	2,738,582
7 宮古島市	宮古島市	H9.3	H30.3	7,000	52,000	22,913	2.8	906,400
8 石垣市	石垣市	H11.2	H27.3	15,200	140,000	56,589	16.9	2,224,183
9 粟国村	粟国村	H11.3	H28.3	6,000	15,000	8,600	21.5	580,670
10 渡嘉敷村	渡嘉敷村	H14.2	H35.3	3,000	15,000	14,216	79.4	466,917
11 多良間村	多良間村	H14.7	H35.3	3,000	10,000	9,566	79.7	503,214
12 久米島町	久米島町	H16.3	H36.3	5,000	25,000	21,626	6.4	583,687
13 国頭地区行政事務組合	国頭村、東村、大宜味村	H18.4	H38.3	7,200	45,000	41,068	26.2	1,214,621
14 竹富町	竹富町	H18.4	H33.3	4,300	22,000	20,833	48.9	637,539
15 伊是名村	伊是名村	H18.11	H34.3	2,500	11,000	11,000	-	416,684
16 与那国町	与那国町	H19.4	H39.3	3,000	11,000	8,783	4.0	716,338
17 那覇市・南風原町環境施設組合	那覇市、南風原町	H19.4	H33.3	13,000	93,500	82,083	23.1	4,338,657
18 本部町・今帰仁村清掃施設組合	本部町、今帰仁村	H21.4	H35.3	8,800	67,000	66,493	131.1	1,545,206
19 北大東村	北大東村	H21.2	H41.2	900	2,000	1,914	22.3	291,689
20 南大東村	南大東村	H22.3	H37.3	1,406	4,500	4,500	-	627,430
合 計	27市町村			202,238	1,506,400	804,436	16.7	22,014,175

表2-12 粗大ごみ処理施設整備状況

平成23年3月末現在

実施主体	構成市町村	規模 (t/日)	処理方式	総事業費 (千円)	着工年月	竣工年月	備考
1 倉浜衛生施設組合 (第2工場)	沖繩市、宜野湾市、北谷町	25	併用	984,282	S49.10	S51.3	
2 那覇市・南風原町環境施設組合	那覇市、南風原町	25	破砕	3,515,978	S54.9	S56.12	
3 倉浜衛生施設組合 (第2工場)	沖繩市、宜野湾市、北谷町	25	併用	1,840,271	S55.10	S57.3	
4 浦添市	浦添市	25	破砕	2,349,961	S55.9	S57.12	
5 比謝川行政事務組合	嘉手納町、詠谷村	13	併用	666,672	H7.2	H10.3	
6 本部町・今帰仁村清掃施設組合	本部町、今帰仁村	15	併用	330,969	H7.9	H10.3	
7 糸満市・豊見城市環境施設組合	糸満市、豊見城市	30	併用	1,862,782	H7.12	H10.3	
8 名護市	名護市	5	併用	426,570	H10.10	H11.3	
9 那覇市・南風原町環境施設組合	那覇市、南風原町	39	併用	2,513,355	H14.8	H18.3	
合 計	13市町村	202		14,490,846			

※ 処理方式の併用とは、粗大ごみの破砕と圧縮の両方の処理を行うこと。

表2-13 廃棄物再生利用施設整備状況

平成23年3月末現在

実施主体	構成市町村	施設規模	総事業費 (千円)	着工年月	竣工年月	備考	
リサイクルプラザ	1 那覇市	那覇市	53 t/8h	1,869,900	H6.2	H7.3	※口に規定整備 (総事業費1,227,024千円)
	2 浦添市	浦添市	40 t/5h	3,515,978	H9.11	H11.3	
	3 中城村北中城村清掃施設組合	中城村、北中城村	9 t/5h	5,880,000	H12.12	H15.5	※事業費はごみ処理施設と一体的に整備される予定)
	4 中部北環境施設組合	うるま市、恩納村	57 t/5h	3,163,983	H14.2	H16.3	
	5 倉浜衛生施設組合	沖繩市、宜野湾市、北谷町	82 t/日	2,582,873	H19.3	H22.3	
小 計	9市町村	241 t/日	17,012,734				
リサイクルセンター	1 渡嘉敷村	渡嘉敷村	1 t/日	169,845	H12.9	H14.3	
	2 多良間村	多良間村	1 t/日	175,486	H12.9	H14.3	
	3 伊江村	伊江村	1 t/日	1,023,000	H14.10	H16.2	※事業費はごみ処理施設と一体的に整備される予定)
	4 久米島町	久米島町	3 t/日	439,517	H15.1	H16.3	
	5 国頭地区行政事務組合	国頭村、東村、大宜味村	4.8 t/日	544,339	H16.10	H18.3	
	6 竹富町	竹富町	1.4 t/日	354,900	H16.11	H18.2	
	7 与那国町	与那国町	1 t/日	416,120	H17.3	H18.11	
	8 宮古島市(伊良部島)	宮古島市	1 t/日	213,691	H19.9	H20.3	
小 計	10町村	14.2 t/日	3,336,898				
ストックヤード	1 石垣市	石垣市	576 m <sup>2</sup>	107,520	H9.11	H10.3	
	2 渡嘉敷村	渡嘉敷村	200 m <sup>2</sup>	49,936	H10.10	H11.3	
	3 糸満市	糸満市	631 m <sup>2</sup>	104,749	H11.11	H12.3	
	4 島尻消防清掃組合	南城市(旧:知念村、玉城村、大里村)、八重瀬町	612 m <sup>2</sup>	145,569	H12.3	H12.8	
	5 多良間村	多良間村	234 m <sup>2</sup>	54,295	H13.8	H14.3	
	6 北大東村	北大東村	150 m <sup>2</sup>	46,515	H14.4	H14.8	
	7 国頭地区行政事務組合	国頭村、東村、大宜味村	450 m <sup>2</sup>	81,375	H16.10	H18.3	
	8 本部町・今帰仁村清掃施設組合	本部町、今帰仁村	600 m <sup>2</sup>	265,900	H18.2	H19.1	
	9 中部北環境施設組合	うるま市、恩納村	150 m <sup>2</sup>	181,965	H19.8	H20.3	
	10 倉浜衛生施設組合	沖繩市、宜野湾市、北谷町	1700 m <sup>2</sup>	273,803	H21.6	H22.1	
	11 中部北環境施設組合	うるま市、恩納村	150 m <sup>2</sup>	199,448	H21.7	H22.3	
	12 那覇市	那覇市	300 m <sup>2</sup>	33,942	H21.10	H23.2	
小 計	18市町村	5,753 m <sup>2</sup>	1,545,017				
合 計	26市町村		21,894,649				

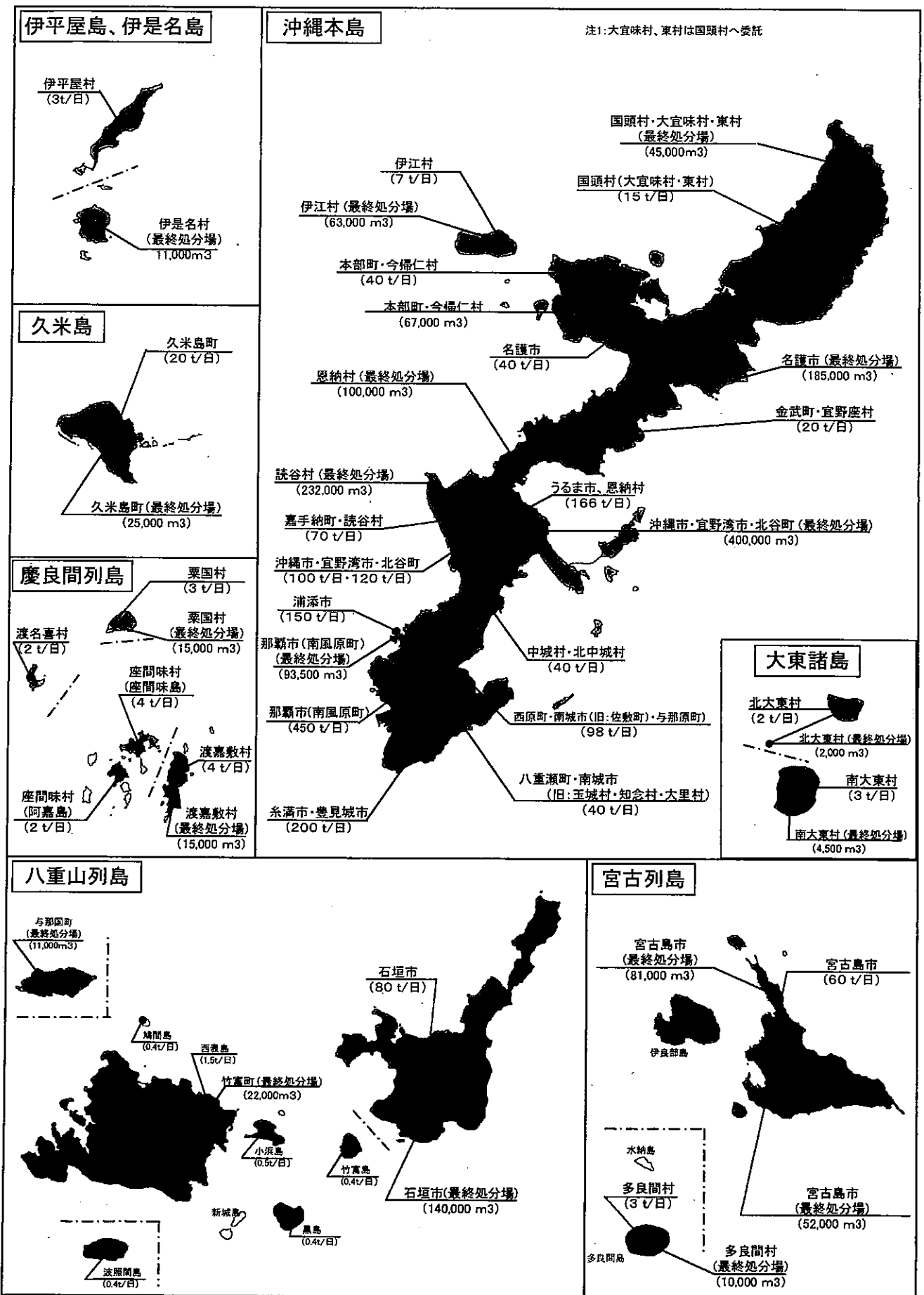


図2-11 ごみ処理施設整備状況(平成23年3月末現在)

表2-14 ごみ焼却施設からのダイオキシン類排出量

H22年度測定結果

	自治体名	施設名	ダイオキシン類濃度 (ng-TEQ/m <sup>3</sup> )			年間排出量 (g-TEQ/年)
			炉番号	測定値	基準値	
沖繩本島	浦添市	浦添市クリーンセンター	1号炉	0.014	5	0.0019
			2号炉	0.035		0.0057
			溶融炉	0.66	5	0.015
	名護市	名護市環境センター	共通	0.31	5	0.029
	倉浜衛生施設組合	エコトピア池原	1号炉	0.015	0.1	0.0016
			2号炉	0.0035		0.00040
			3号炉	0.0059		0.00060
	東部清掃施設組合	東部清掃施設組合清掃工場	1号炉	0.032	5	0.0023
			2号炉	0.0044		0.00028
	糸満市豊見城市清掃施設組合	糸豊環境美化センター	1号炉	0.0085	1	0.0011
			2号炉	0.093		0.022
	本部町今帰仁村清掃施設組合	環境美化センター	1号炉	0.090	5	0.0027
			2号炉	0.10		0.0028
	島尻消防清掃組合	島尻環境美化センター	共通	0.027	5	0.0037
	中城村北中城村清掃事務組合	中城青葉苑	1号炉	0.015	5	0.0010
			2号炉	0.00087		0.000032
	金武地区消防衛生組合	金武地区清掃センター	共通	0.53	10	0.024
	国頭地区行政事務組合	環境センター	共通	1.4	10	0.052
	比謝川行政事務組合	環境美化センター	1号炉	0.56	5	0.079
2号炉			0.23	0.025		
中部北環境施設組合	美島環境クリーンセンター	1号炉	0.019	1	0.0018	
		2号炉	0.037		0.0036	
那覇市・南風原町環境施設組合	那覇・南風原クリーンセンター	1号炉	0.0000035	0.1	0.0000062	
		2号炉	0.00019		0.000041	
		3号炉	0.0000049		0.000010	
		溶融1号炉	0.0043	5	0.000020	
		溶融2号炉	0.0029		0.000014	
本島周辺離島	伊江村	伊江村E&Cセンター	1号炉	0.013	5	0.000090
	渡嘉敷村	渡嘉敷村グリーンセンター	1号炉	1	10	0.0025
	座間味村	阿嘉島クリーンセンター	1号炉	休止中	10	0
		座間味村クリーンセンター	1号炉	休止中	5	0
	粟国村	粟国村ごみ焼却施設	1号炉	0.079	5	0.000082
	渡名喜村	渡名喜村ごみ焼却施設	1号炉	休止中	5	0
	南大東村	南大東村クリーンセンター	1号炉	0.18	5	0.00047
	北大東村	うふあがりクリーンセンター	1号炉	1.7	5	0.0052
	伊平屋村	伊平屋村クリーンセンター	1号炉	0.22	5	0.00091
	久米島町	久米島クリーンセンター	共通	0.056	10	0.0023
宮古	宮古島市	クリーンセンター(平良工場)	共通	0.55	10	0.113
	多良間村	クリーンセンターたらま	1号炉	3.1	5	0.007
八重山	石垣市	石垣市クリーンセンター	1号炉	0.077	5	0.0047
			2号炉	0.20		0.010
	竹富町	黒島小型焼却炉施設	1号炉	0.043	5	0.00028
		波照間小型焼却炉施設	1号炉	0.097	5	0.00062
		竹富小型焼却炉施設	1号炉	0.00021	5	0.0000037
		小浜小型焼却炉施設	1号炉	0.0093	5	0.000099
	鳩間小型焼却炉施設	1号炉	0.011	5	0.0000097	
年間排出量合計					0.42	

注1 焼却施設を整備していない市町村(伊是名村、与那国町)  
 注2 炉番号の共通とは、複数の炉の排ガスを煙突等の排ガスが混合する共通の煙道で測定したことを示す。  
 注3 測定結果は、平成22年度の測定結果。  
 注4 ダイオキシン類の毒性等価計数は、WHO-TEF(2006)を適用した。  
 注5 複数炉を有する平成20年4月1日前に設置された施設のダイオキシン類濃度基準値については、平成21年3月12日付け文保第767号環境保全課長通知に基づき、当分の間、各焼却炉の焼却能力の合計によらず、各焼却炉の能力に応じて基準を適用する。

表 2 - 15 し尿処理施設整備状況

平成23年3月末現在

実施主体		構成市町村	規模 (kl/日)	処理方式	総事業費 (千円)	着工年月	竣工年月	平21年度 処理実績 (kl/年)
1	石垣市	石垣市	25	嫌消	80,317	昭46. 6	昭47. 6	11,946
2	名護市	名護市、国頭村(委託)、 東村(委託)、 大宜味村(委託)	40	二段活	115,997	昭47. 8	昭48. 3	12,739
3	東部清掃施設組合	与那原町、西原町、南城市 (旧 佐敷町)	30	嫌消	157,693	昭48. 8	昭49. 1	9,588
4	本部町今帰仁村 清掃施設組合	本部町、今帰仁村	35	"	579,180	昭49. 9	昭50. 5	5,593
5	倉浜衛生施設組合	沖縄市、宜野湾市、北谷町	130	"	1,293,000	昭51. 3	昭52. 2	9,094
6	中城村北中城村 清掃事務組合	中城村、北中城村	30	"	429,871	昭52. 2	昭53. 2	6,735
7	中部衛生施設組合	うるま市、嘉手納町、 読谷村、恩納村(事業 所分)	80	二段活 (低希釈)	850,345	昭53. 3	昭55. 6	15,203
8	糸満市豊見城村 清掃施設組合	糸満市、豊見城市	65	"	998,496	昭55. 12	昭57. 3	11,803
9	宮古島市(旧伊良 部町)	宮古島市(旧 伊良部 町)	10	好気性 (低希釈)	242,000	昭56. 1	昭58. 3	464
10	多良間村	多良間村	3	二段活 (低希釈)	83,000	昭57. 11	昭58. 3	383
11	宮古島市	宮古島市(旧平良市、 城辺町、下地町、上野 村)	30	好気性 (高負荷)	612,696	昭60. 4	昭61. 3	8,300
12	島尻消防清掃組合	南城市、(旧 知念村、玉 城村、大里村) 八重瀬 町、南風原町(委託)	30	二段活 (低希釈)	893,464	昭61. 2	昭62. 9	10,323
合 計		25	508		6,336,059			102,171

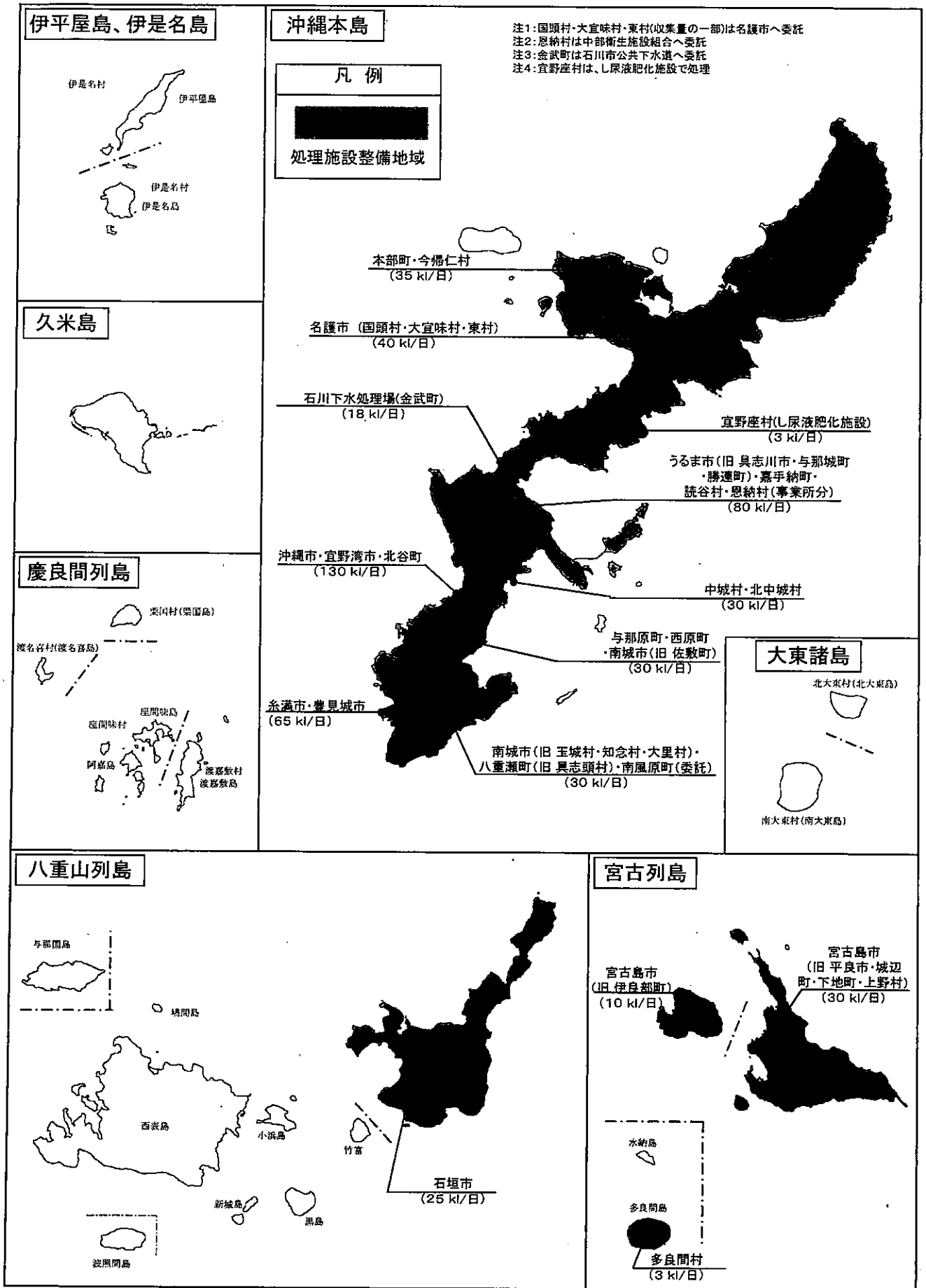


図2-12 し尿処理施設整備状況(平成23年3月末現在)

#### 4 浄化槽

##### (1) 合併処理浄化槽の設置基数及び新設率について

平成21年度までに、県内に設置された浄化槽は91,850基で、そのうち合併処理浄化槽の占める割合は22.0% (20,229基) となっており、合併処理浄化槽の普及が十分に進んでいるとはいえない状況である。

一方、平成12年度の建築基準法及び浄化槽法の改正により、浄化槽を新たに設置する場合は、合併処理浄化槽の設置が義務づけられたため、平成13年度以降における合併処理浄化槽新設率は100%となっている。

表2-16 累積浄化槽設置基数の推移

年度 種別	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
単独処理浄化槽 (%)	98,568 (95.4)	98,568 (93.7)	98,568 (92.2)	97,167 (91.0)	89,527 (88.1)	87,279 (84.3)	87,198 (82.8)	80,283 (80.7)	79,104 (79.1)	71,621 (78.0)
合併処理浄化槽 (%)	4,706 (4.6)	6,677 (6.3)	8,370 (7.8)	9,574 (9.0)	12,122 (11.9)	16,208 (15.7)	18,105 (17.2)	19,204 (19.3)	20,920 (20.9)	20,229 (22.0)
合計	103,274	105,245	106,938	106,741	101,649	103,487	105,303	99,487	100,024	91,850

表2-17 新設浄化槽設置基数の推移

年度 種別	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
単独処理浄化槽 (%)	2,538 (90.5)	1,498 (60.2)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
合併処理浄化槽 (%)	267 (9.5)	990 (39.8)	1,971 (100.0)	1,937 (100.0)	1,777 (100.0)	1,900 (100.0)	1,856 (100.0)	1,956 (100.0)	1,335 (100.0)	1,308 (100.0)
合計	2,805	2,488	1,971	1,937	1,777	1,900	1,856	1,956	1,335	1,308

表2-18 合併処理浄化槽新設率 (%) の推移

年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
合併処理浄化槽新設率 (沖縄県)	9.5	39.8	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
合併処理浄化槽新設率 (全国)	65.8	76.6	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

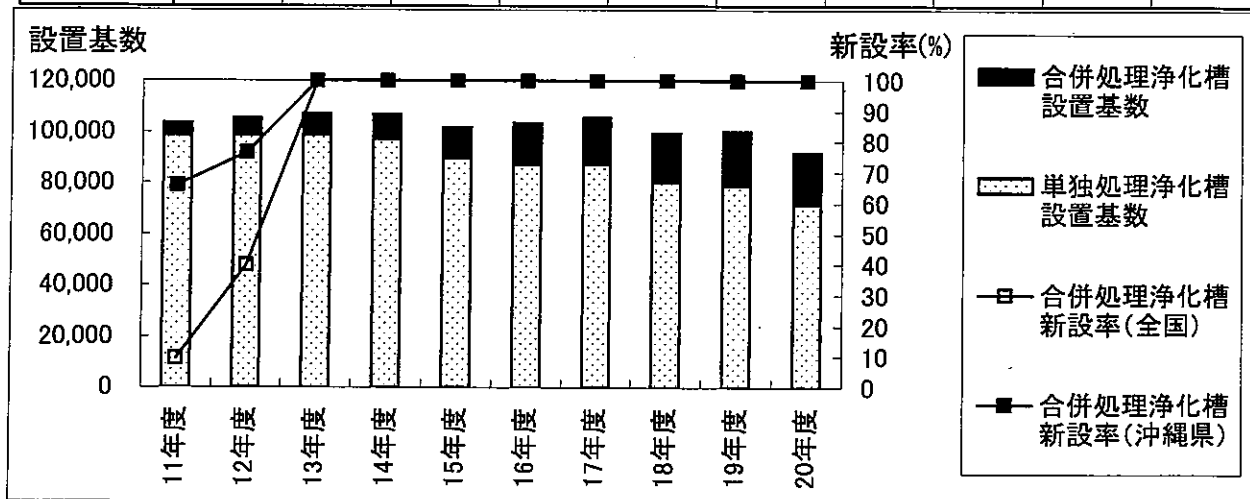


図2-13 合併処理浄化槽設置基数及び新設率の推移

## (2) 法定検査の実施状況

浄化槽管理者は、浄化槽法により浄化槽使用開始後3ヶ月を経過した日から5ヶ月以内に、水質に関する検査（7条検査）及び毎年一回の水質検査（11条検査）を受けなければならないことになっている。

本県においては、平成21年度実績で、7条検査の実施率は100%（平成21年度全国平均90.8%）で全国平均を上回っているが、11条検査の実施率は5.3%（平成21年度全国平均28.7%）と低い実施率となっている。

表2-19 法定検査実施率

項目	年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
	沖繩	7条検査(%)	25.6	77.9	97.2	92.8	90.7	99.4	100	100
	11条検査(%)	1.9	2.3	2.9	3.7	4	3.9	4.0	4.5	5.3
全国	7条検査(%)	78	84.2	84.4	84	84	86.7	87.9	89.9	90.8
	11条検査(%)	14.7	15.7	16.5	17.9	20.2	23.8	25.7	27.2	28.7

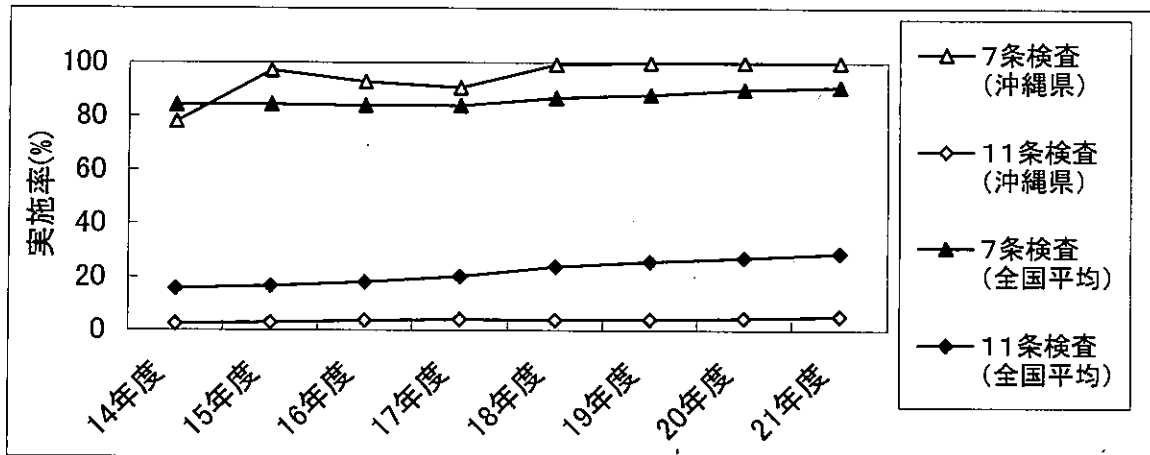


図2-14 法定検査実施率

## (3) 生活雑排水対策

本県においては、生活雑排水による公共用水域等の汚濁防止を図るため、合併処理浄化槽の普及促進に努めている。

昭和62年に、国において合併処理浄化槽設置整備事業が創設されたのを受けて、本県では、平成3年度より国庫補助に加え県費補助制度を設け同事業を開始し、合併処理浄化槽の普及促進を図ってきており、平成22年度までに1,185基が同事業により設置された。

また、浄化槽の清掃や保守点検、法定検査といった適正な維持管理を促進するため、平成12年3月に「沖縄県浄化槽取扱要綱」を改正し、新たに浄化槽を設置する場合には、合併処理浄化槽を設置するものとし、浄化槽設置者が建築確認申請時に法定検査料金を払い込む前納制を導入した。本改正により、法定検査（7条検査）受検率が向上している状況である。

さらに、平成13年度より、浄化槽設置者を対象とした「浄化槽設置者講習会」を県内各保健所単位で実施し、浄化槽の適正な維持管理の必要性や法定検査受検の責務等の普及啓発を図っている。

(4) 浄化槽行政指導状況

浄化槽の維持管理が不適正な場合には、放流水の水質悪化や悪臭によって、地域住民に迷惑をかけるほか、公共用水域の汚濁を招くことになる。

このため、浄化槽設置者等に対して、浄化槽に関する正しい知識の普及啓発を図るとともに、定期的な保守点検及び清掃を実施するよう監視、指導を行っている。

表2-20 第18表 浄化槽行政指導状況（平成17年4月1日～平成18年3月31日）

法第5条 第2項 改善勧告	法 第 12 条 第 1 項									
	助 言 ・ 指 導					勧 告				
設置者	管理者	保守点検 業者	管理士	清掃業者	技 術 管理者	管理者	保守点検 業者	管理士	清掃業者	技 術 管理者
0	664	8	0	0	0	0	0	0	0	0

法第12条第2項					
改 善 命 令					使用停止命令
管理者	保守点検 業者	管理士	清掃業者	技 術 管理者	管 理 者
0	0	0	0	0	0

浄化槽法第7条の2 <sup>注1)</sup>		
指導・助言	勧告	改善命令
管理者		
0	0	0

浄化槽法第12条の2 <sup>注1)</sup>		
指導・助言	勧告	改善命令
管理者		
0	0	0

注1)平成18年2月1日施行の浄化槽法改正により新たに欄を追加。

法 第 53 条 また は 条 例 関 係 <sup>注2)</sup>									
報 告 徴 収					立 ち 入 り 検 査				
管理者	保守点検 業者	管理士	清掃業者	指 定 検査機関	管理者	保守点検 業者	管理士	清掃業者	指 定 検査機関
9	47	0	0	12	125	8	0	0	0

注2)条例とは法48条に規定する条例をいう。



## 5 容器包装リサイクル法

### (1) 分別収集計画策定状況

容器包装リサイクル法は、家庭から排出されるごみの約6割（容積比）を占めるガラスビン、ペットボトルなどの容器包装廃棄物の減量・リサイクルを促進することを目的としている。

容器包装リサイクル法第8条第1項に、市町村は容器包装廃棄物の分別収集を実施しようとする場合、3年毎に5年を1期とする分別収集計画を策定しなければならないと規定されており、これまで策定された第1～4期計画に引き続き、平成20年度から平成24年度までの5年間を計画期間とする「第5期沖縄県分別収集促進計画」が策定されている。

第5期分別収集促進計画では、県内全ての市町村が分別収集計画を策定し、何れかの容器包装廃棄物の分別収集を実施する見込みである。

表2-21 第5期沖縄県分別収集促進計画の概要

#### 21-(1) 市町村分別収集計画策定状況

分別収集計画策定市町村数	41	市町村数	41	計画策定率	100.0%
--------------	----	------	----	-------	--------

#### 21-(2) 分別基準適合物及び法第2条第6項指定物の分別収集取組予定市町村

	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
無色ガラスビン	32	32	32	32	32
茶色ガラスビン	32	32	32	32	32
その他ガラスビン	33	34	34	34	34
その他紙	13	15	15	15	16
ペットボトル	41	41	41	41	41
その他プラスチック (うち白色トレイ)	14 8	16 10	17 11	18 11	19 11
スチール缶	41	41	41	41	41
アルミ缶	41	41	41	41	41
段ボール	33	33	33	33	33
紙パック	27	27	27	27	27

#### 21-(3) 容器包装廃棄物排出見込量

(単位:t)

	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
容器包装廃棄物排出見込量	62,502.9	63,145.4	63,770.3	64,968.2	65,491.6

## 21-(4) 分別基準適合物及び法第2条第6項指定物の分別収集見込量

(単位:t)

	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
無色ガラスビン	4,314	4,357	4,415	4,482	4,517
茶色ガラスビン	3,506	3,472	3,525	3,582	3,621
その他ガラスビン	3,284	3,308	3,348	3,378	3,401
その他紙	1,883	2,264	2,604	2,953	2,973
ペットボトル	4,753	4,881	4,931	4,993	5,028
その他プラスチック	3,902	4,615	5,305	5,415	5,499
(うち白色トレイ)	63	80	102	164	165
スチール缶	8,699	8,783	9,140	9,251	9,326
アルミ缶	606	618	635	646	655
段ボール	6,208	6,284	6,368	6,628	6,690
紙パック	213	296	319	323	328
合計	37,368	38,877	40,590	41,650	42,038

## (2) 分別収集状況

第5期分別収集計画に基づき実施された平成22年度の分別収集は、41市町村の内39市町村が実施した。

容器包装リサイクル法施行後、法第2条第6項指定物については、近年、回収実績の減少が見られるが、資源物の価値上昇に伴い、民間回収が進んだことによるものと推察される。

表2-22 容器包装廃棄物分別収集実績

(単位:t)

区分	種類	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22
特定分別 基準適合物	無色ガラス	2,783	2,291	2,726	3,328	3,245	3,291	3,001	3,261
	茶色ガラス	2,094	2,340	2,398	2,695	2,693	2,734	2,453	2,676
	その他ガラス	2,690	2,972	2,910	4,054	4,840	4,792	4,592	3,353
	ペットボトル	3,548	4,048	4,291	3,973	3,969	4,044	3,866	3,863
	その他紙	0	20	0	0	0	0	0	0
	その他プラ	3	16	10	26	36	143	1,143	1,192
小計		11,118	11,687	12,335	14,076	14,747	15,004	15,055	14,345
法第2条第 6項指定物	スチール缶	11,089	10,099	8,169	7,299	6,304	4,407	4,760	3,845
	アルミ缶	1,059	736	807	527	428	441	560	1,702
	紙パック	249	204	172	162	378	186	147	585
	段ボール	7,092	6,544	6,221	5,639	4,715	4,954	5,754	4,704
小計		19,489	17,583	15,369	13,627	11,825	9,988	11,221	10,836
合計		30,607	29,270	27,704	27,703	26,572	24,992	26,276	25,181

※その他紙、その他プラ、段ボールは平成12年度より容器包装リサイクル法の対象となったものである。

## 6 自動車リサイクル法

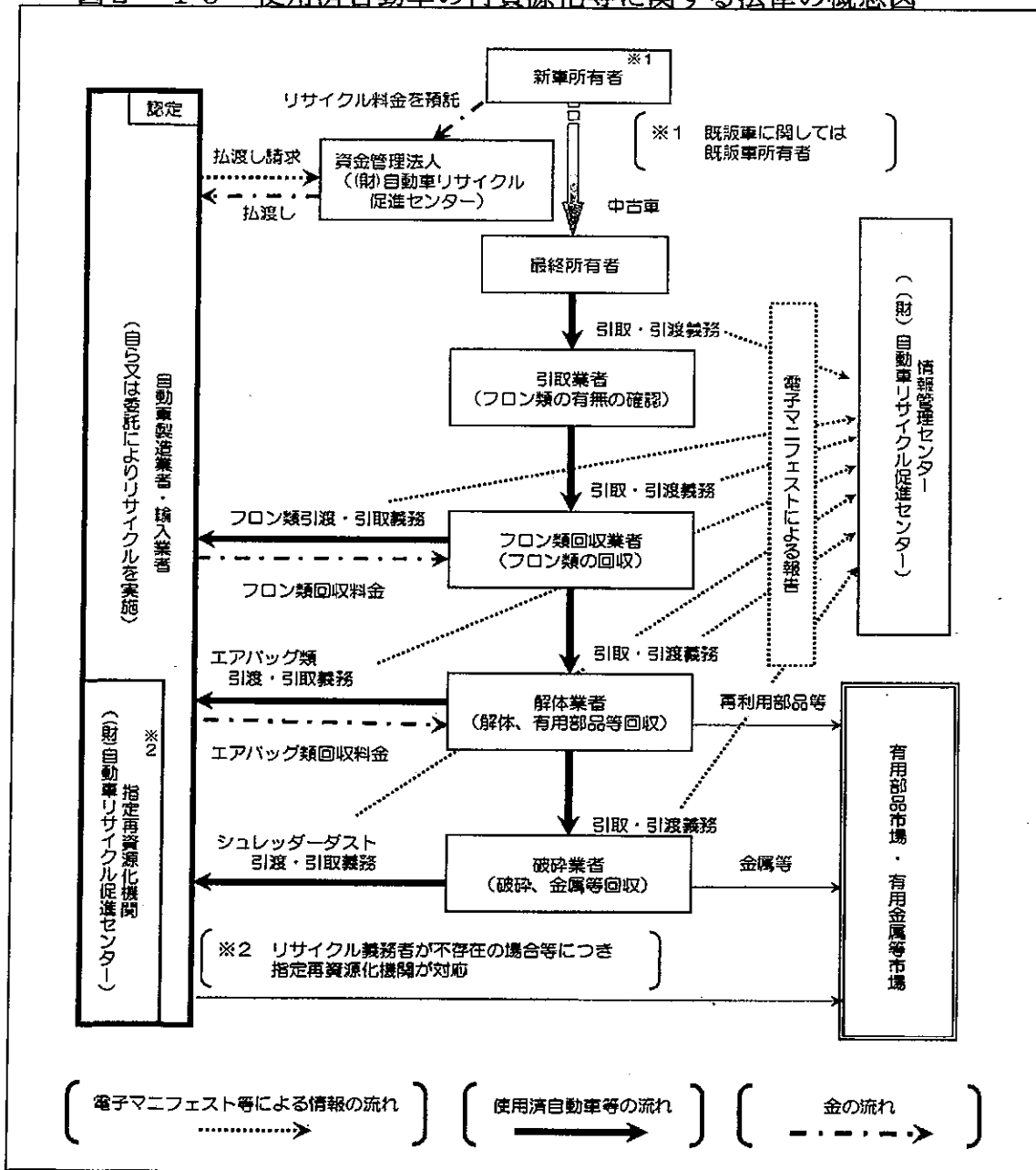
### (1) 自動車リサイクル法の概要

使用済自動車の再資源化等に関する法律（以下、「自動車リサイクル法」という。）は平成14年に公布され、拡大生産者責任の考え方に基づき、使用済自動車のリサイクル・適正処理を図ることを目的としています。自動車所有者がリサイクル料金の預託し、自動車製造業者や使用済自動車の適正処理を行う関連事業者等の役割分担を定めており、平成17年1月1日から本格施行されました。（図2-15）

県では、使用済自動車のリサイクル・適正処理が実施されるよう、事業者の申請に基づき、法の基準に適合しているか審査し、引取業及びフロン回収業の登録、解体業及び破砕業の許可など登録・許可業務及び指導等を行っています。

本県の自動車リサイクル法に基づく登録・許可件数は、引取業930件、フロン回収業278件、解体業202件、破砕業16件となっています。

図2-15 使用済自動車の再資源化等に関する法律の概念図

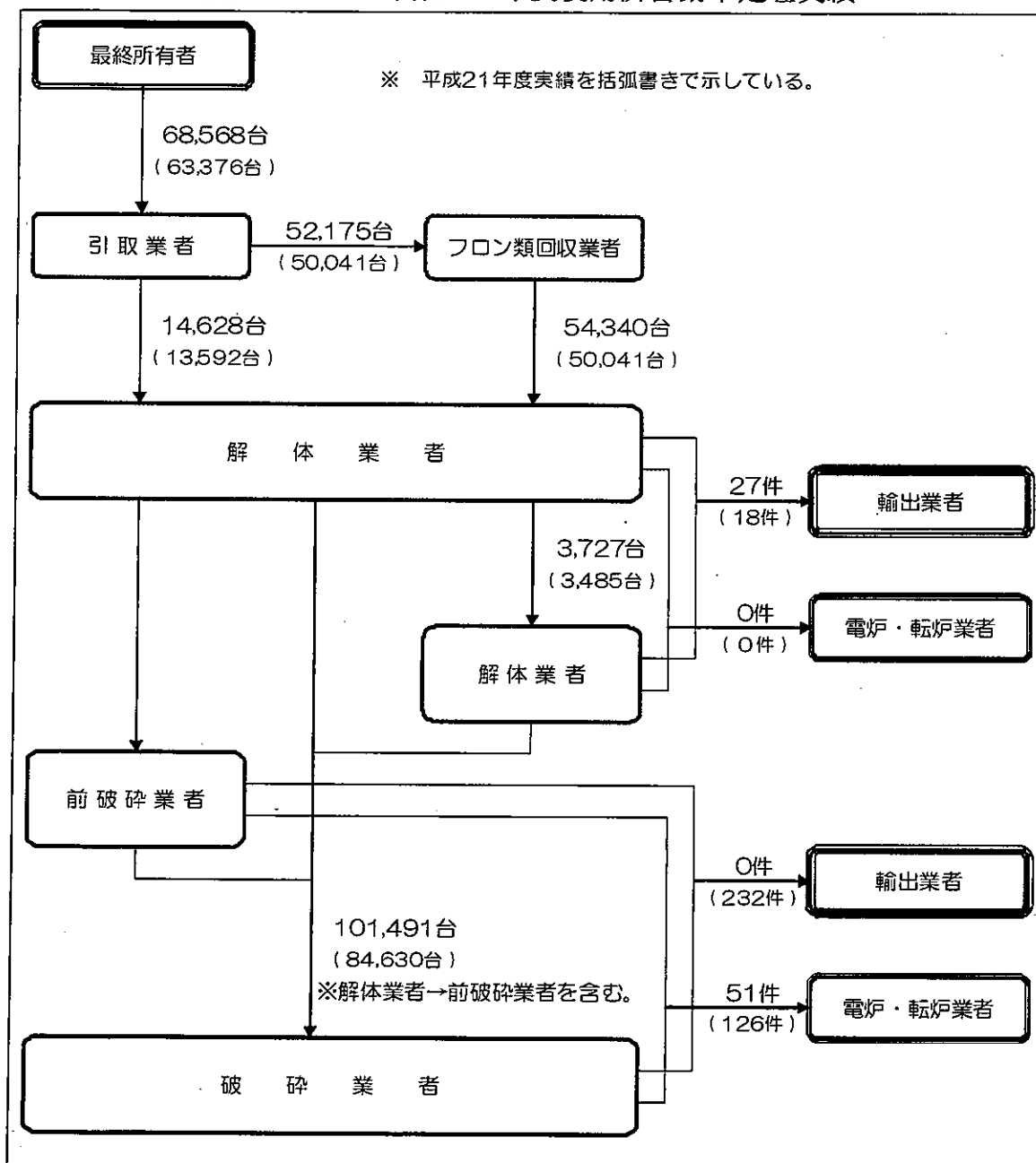


## (2) 使用済自動車等処理の状況

平成22年4月から平成23年3月までの引き取られた台数は、68,568台となっており、前年度に比べて、約8.2%増加しており、その他の業区分における引取実績についても、前年度までの減少傾向から増加に転じています。

解体業者又は破砕業者からの解体自動車の電炉・転炉等への引渡し量については、解体業者からの引渡し量は例年ほとんどなく、破砕業者からの引渡し量については減少が続いています。また、解体業者又は破砕業者からの廃車ガラ輸出業者への引渡し量については、前年度と比べて解体業者からの引渡し量が増加している一方で、破砕業者からの引渡し量は減少し、引渡し実績はありませんでした。(図2-16)

図2-16 平成22年度使用済自動車処理実績



## 7 ごみ減量化・リサイクルの促進

「沖縄県ごみ減量リサイクル推進会議」及び「レジ袋減量部会」における協議を受け、「ごみの減量」及び「地球温暖化の防止」に向けた環境配慮行動の第一歩としてマイバックの使用を促進し、レジ袋を有料化することによりその使用量を削減するため、平成20年8月6日に、「県内事業者10社」、「沖縄県ごみ減量リサイクル推進会議」及び「沖縄県」によりレジ袋有料化を取り組みの柱とする三者協定を締結し、同年10月1日に県下一斉にレジ袋の有料化を開始した。同年12月に1社が加わり、平成21年2月1日から合計11社において、レジ袋有料化によるごみ減量の取り組みが行われている。

また、ごみ減量・リサイクルを広域的に推進するための各種啓発事業（「ごみ減量リサイクル推進週間」、「環境衛生週間」、「3R推進月間」）を実施して、県民意識の高揚に努めるとともに、「ごみ減量・リサイクル講座」（通称「買い物ゲーム」）を開講して、小学生等の環境教育の充実を図っている。

表2-23 ごみ減量化推進事業

事業	内容
沖縄県ごみ減量リサイクル推進会議	①沖縄県ごみ減量リサイクル推進会議開催 ②レジ袋減量部会開催
ごみ減量・リサイクル推進週間 5/30(ごみゼロの日)～6/5(環境の日)	①電光掲示板等広報 ②パネル展 ③不法投棄一斉パトロール
環境衛生週間 9/24(清掃の日)～10/1(浄化槽の日)	①知事メッセージ新聞掲載 ②電光掲示板等広報 ③パネル展及び浄化槽相談コーナー設置
3R推進月間(10月)	環境にやさしい買い物キャンペーンによる広報
ごみ減量・リサイクル講座	主に小学生を対象に学校クラス単位で講座開催

## 8 ちゅら島環境美化促進事業

空き缶や吸い殻等のごみの散乱防止、環境美化の促進を図るため、平成14年7月1日から「ちゅら島環境美化条例」を施行し、同条例第9条に基づき策定した「ちゅら島環境美化基本方針」を県民、事業者、市町村及び県が一体となって推進し、県全域で環境美化運動の気運を盛り上げている。

### (1) 推進母体による活動

条例施行時に県、市町村及び民間団体で構成し条例の推進母体として発足した、「ちゅら島環境美化推進県民連絡会議」を実施主体として、「ちゅら島環境美化促進月間」として定めた7月を中心に、各種広報啓発活動や全県一斉清掃に取り組んでいる。

全県一斉清掃は毎年2回実施しており、平成22年度は、6月から8月にかけて

第1回一斉清掃、12月に第2回一斉清掃を実施し、期間中は、延べ57,369人が清掃活動に参加した。

(2) 環境美化促進モデル事業（条例第10条）

環境美化促進モデル地区を指定し、地域住民が市町村と協働して行う、他地域の模範となるような環境美化活動の実施にあたり、当該市町村に対して2年間補助金を交付している（補助率1/2以内）。

(3) 環境教育・環境学習の推進（条例第11条）

小学校高学年を対象とした環境美化教育用教材「みんなでつくろうちゅら島沖繩」を作成し、環境教育・環境学習を推進している。

(4) 自発的な活動の促進（条例第12条）

第十一管区海上保安本部環境防災課の提唱の下、主に海岸線の清掃活動に自主的に取り組む団体等で結成された、沖縄クリーンコーストネットワーク（OCCN）を共同で運営し、毎年6、7月の「まるごと沖縄クリーンビーチ」キャンペーンを実施し、広く県民に参加を呼びかけるなど、自発的な活動を促進している。

平成22年度は、同キャンペーン期間中、延べ10,548人がクリーンビーチ活動に参加し、約74トンのゴミを回収した。

(5) ごみのポイ捨て防止公開パトロール

空き缶やたばこの吸い殻など、投げ捨て行為の抑止効果を高めることをねらいとして、県と「空き缶等散乱防止条例」を制定している市町村が連携し、地域住民並びに関係団体等との協働によってごみの投げ捨て禁止を広く県民にアピールする、「公開パトロール」を実施している。

## 9 県産リサイクル製品利用促進事業

島しょ県である本県において、廃棄物の排出抑制・循環的利用の促進を図る循環型社会を実現するためには、域内の資源循環システムを構築することが求められており、リサイクルの出口部分である製品の利用拡大を図ることがますます重要となっている。

このようなことから、県内で発生する再生資源を原料とした県産のリサイクル製品について、品質及び安全性について審査し、認定することによって、県民等へ製品の利用拡大を図っている。

平成 17 年 3 月に環境生活部において、日用製品等を対象とする「沖縄県産リサイクル製品利用促進要綱」を制定し、古紙再生品や廃プラスチック再生品、土壌改良材などを対象品目とした認定制度を実施している。

認定に当たっては、学識経験者、産業界代表、消費者代表及び行政関係者から成る「沖縄県産リサイクル製品認定審査会」を設置し、各委員の専門的な立場からの意見を踏まえて認定している。

これまでに廃ガラスを原料とした無機質土壌改良材や廃材から再生したポリ袋等を認定しているが、申請品目数が少ないことから、平成 22 年度で事業廃止となり新規募集は中止している。なお、これまでに認定した製品については、県のホームページやリーフレット等で県民等へ向けて情報発信し、引き続き利用促進を呼びかけている。

また、県土木建築部においては、平成16年度に「沖縄県リサイクル資材評価認定制度実施要領」を制定し、公共工事で使用する建設資材について県内リサイクル資材の使用促進を図っている。